

千葉県子どもの貧困対策推進計画（案）

（令和2年度～令和6年度）

目次

	ページ
I 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	3
2 基本理念	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の構成	3
5 計画の期間	3
II 子どもの貧困に係る本県の現状 (令和元年度子どもの生活実態調査より)	4
III 施策横断的な基本方針	5 1
IV 5つの重点的支援施策	5 3
V 重点的支援施策ごとの基本方針及び具体的な施策	
1 教育の支援	5 3
2 生活の安定に資するための支援	5 9
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	6 6
4 経済的支援	6 9
5 支援につなぐ体制整備	7 3
VI 調査・研究	7 6
VII 推進体制	7 6
VIII 子どもの貧困に関する指標	7 8

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもたちの6人に1人が貧困線（全国の世帯所得の中央値の半分の所得）を下回る世帯で暮らしていること（平成24年厚生労働省データ）、子どもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成25年6月に成立しました。

法では「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（法第8条第1項）、「都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする」（法第9条第1項）と規定されており、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定しました。

こうした国の動きを踏まえ、県では、平成27年12月に子どもの貧困対策を総合的に推進する「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（計画期間：平成27年度から令和元年度まで）（以下「現計画」という。）を策定しました。

さらに、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立しました。改正後の法では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。

令和元年8月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。

これらのことを踏まえ、政府は、令和元年11月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

県では、現計画が計画期間の満了を迎えたことから、これらの状況を勘案し、新たな「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（以下「新計画」という。）を策定します。新計画の策定に当たっては、千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会や新計画策定のための作業部

会において議論を重ねるとともに、学識経験者や現場で支援に携わる方々から様々な御意見をいただきました。また、子どもたちの生活の実態を調べるために、大規模なアンケート調査を行いました。

今後は、新計画に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。

2 基本理念

すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。

そのために、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、学校や地域がそれぞれの立場で責任を自覚し、相互に連携することにより、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていきます。

3 計画の位置付け

法第9条第1項に規定する「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として策定します。

4 計画の構成

- (1) 子どもの貧困に係る本県の現状（令和元年度子どもの生活実態調査より）
- (2) 施策横断的な基本方針
- (3) 5つの重点的支援施策
- (4) 重点的支援施策ごとの基本方針及び具体的な施策
- (5) 調査・研究
- (6) 推進体制
- (7) 子どもの貧困に関する指標

5 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

Ⅱ 子どもの貧困に係る本県の現状（令和元年度子どもの生活実態調査より）

【調査概要】

1. 調査目的

千葉県内に住む小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に、子どもの学校の授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況など、教育や生活に関連する調査を行い、その実態を把握することを目的としています。

2. 実態調査票の配布及び回答数

実態調査票については、地域バランスを考慮し、県内の15市町村（柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村）に配布しました。

配布数	子ども票・保護者票 各 20,840 件 (うち小5 : 10,903 件、中2 : 9,937 件)
回答者数	子ども票 7,173 件 (うち小5 : 4,273 件、中2 : 2,780 件、不明 : 120 件) 保護者票 7,185 件 (うち小5 : 4,394 件、中2 : 2,785 件、不明 : 6 件)
回答率	子ども票 34.4% (うち小5 : 39.2%、中2 : 28.0%) 保護者票 34.5% (うち小5 : 40.3%、中2 : 28.0%)

3. 生活困難層の状況

本調査では、子どもの「生活困難」にかかる3要素を以下のとおり定義しました。

①低所得	<p>等価世帯所得が厚生労働省「平成30年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯。 <低所得基準> 世帯所得の中央値 423 万円 ÷ √平均世帯人数 (2.47 人) × 50% =134.6 万円</p>
②家計の逼迫	<p>保護者票において、以下の7項目中、1つ以上が該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去1年以内に経済的な理由で電話料金の滞納があった 2. 過去1年以内に経済的な理由で電気料金の滞納があった 3. 過去1年以内に経済的な理由でガス料金の滞納があった 4. 過去1年以内に経済的な理由で水道料金の滞納があった 5. 過去1年以内に経済的な理由で家賃の滞納があった 6. 過去1年以内に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」があった 7. 過去1年以内に「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があった
③子どもの体験や所有物の欠如	<p>保護者票において、過去1年以内に子どもの体験や所有物に関する以下15項目のうち、経済的な理由により欠如している項目が3つ以上ある場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海水浴に行く 2. 博物館・科学館・美術館などに行く 3. キャンプやバーベキューに行く 4. スポーツ観戦や劇場に行く 5. 遊園地やテーマパークに行く 6. 毎月おこづかいを渡す 7. 毎年新しい洋服・靴を買う 8. 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9. 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう） 10. お誕生日のお祝いをする 11. 1年に1回くらい家族旅行に行く 12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13. 子どもの年齢にあった本 14. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15. 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

上記3つの要素について、該当する要素の数に応じて以下のとおり生活困難度を分類しました。

困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない

なお、上記3要素についてひとつでも欠損がある場合は無効としたため、生活困難度を算出できるサンプルは4869件（保護者票ベース）となりました。

4. 困窮層の割合

全体では困窮層が6.9%、周辺層が12.3%であり（図表①）、3つの要素に該当する割合はそれぞれ①低所得が4.1%、②家計の逼迫が12.4%、③子どもの体験や所有物の欠如が10.6%です。（図表②）

また、世帯タイプ別では、ひとり親世帯（二世帯）の25.5%、ひとり親世帯（三世帯）の17.3%が困窮層です。（図表③）

〔図表① 困窮層・周辺層・一般層の割合〕

	全体		小学5年生		中学2年生	
	人	割合	人	割合	人	割合
困窮層 (a)	337	6.9%	183	6.1%	154	8.2%
周辺層 (b)	600	12.3%	342	11.4%	258	13.8%
小計 (a+b)	937	19.2%	525	17.5%	412	22.0%
一般層 (c)	3,932	80.8%	2,473	82.5%	1,459	78.0%
合計 (a+b+c)	4,869	100.0%	2,998	100.0%	1,871	100.0%

〔図表② 3つの要素に該当する割合〕

	全体		小学5年生		中学2年生	
	人	割合	人	割合	人	割合
①低所得	201	4.1%	113	3.8%	88	4.7%
②家計の逼迫	606	12.4%	340	11.3%	266	14.2%
③子どもの体験や 所有物の欠如	516	10.6%	282	9.4%	234	12.5%

〔図表③ 困窮層・周辺層・一般層の割合（世帯タイプ別※）〕

	全体		ふたり親 (二世代)		ふたり親 (三世代)		ひとり親 (二世代)		ひとり親 (三世代)	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
困窮層 (a)	334	6.9%	195	5.2%	28	4.7%	82	25.5%	29	17.3%
周辺層 (b)	599	12.3%	397	10.5%	69	11.6%	92	28.6%	41	24.4%
小計 (a+b)	933	19.2%	592	15.7%	97	16.3%	174	54.1%	70	41.7%
一般層 (c)	3925	80.8%	3181	84.3%	498	83.7%	148	46.0%	98	58.3%
合計 (a+b+c)	4858	100.0%	3773	100.0%	595	100.0%	322	100.0%	168	100.0%

(一部世帯タイプの確認が取れない回答票があったため、全体の合計数が6ページと異なる)

※世帯タイプの分類

	祖父・祖母いずれも非同居	祖父または祖母と同居
父母いずれも同居	ふたり親 (二世代)	ふたり親 (三世代)
父または母のみ同居	ひとり親 (二世代)	ひとり親 (三世代)

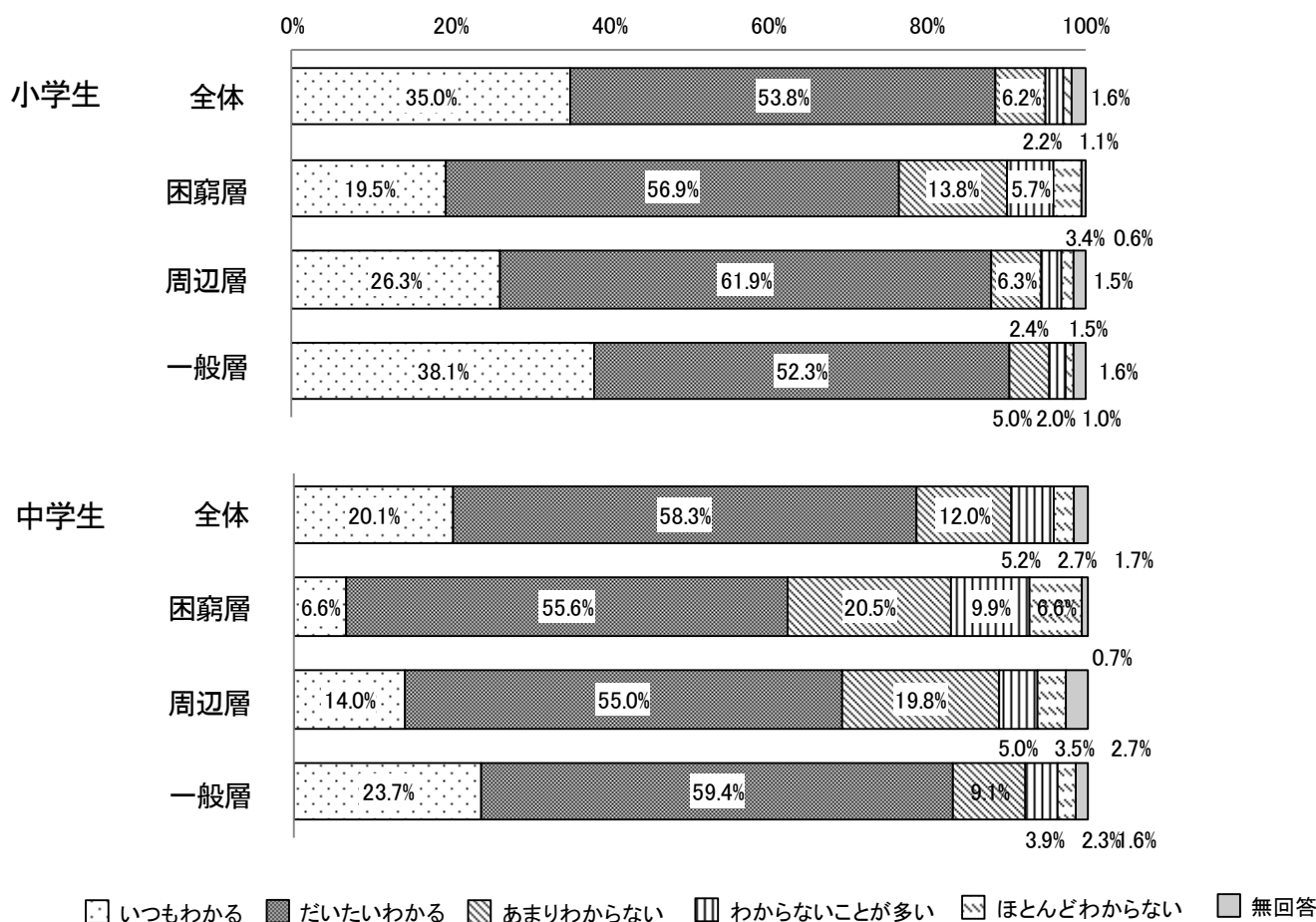
【結果概要】

1. 子どもの学びの状況

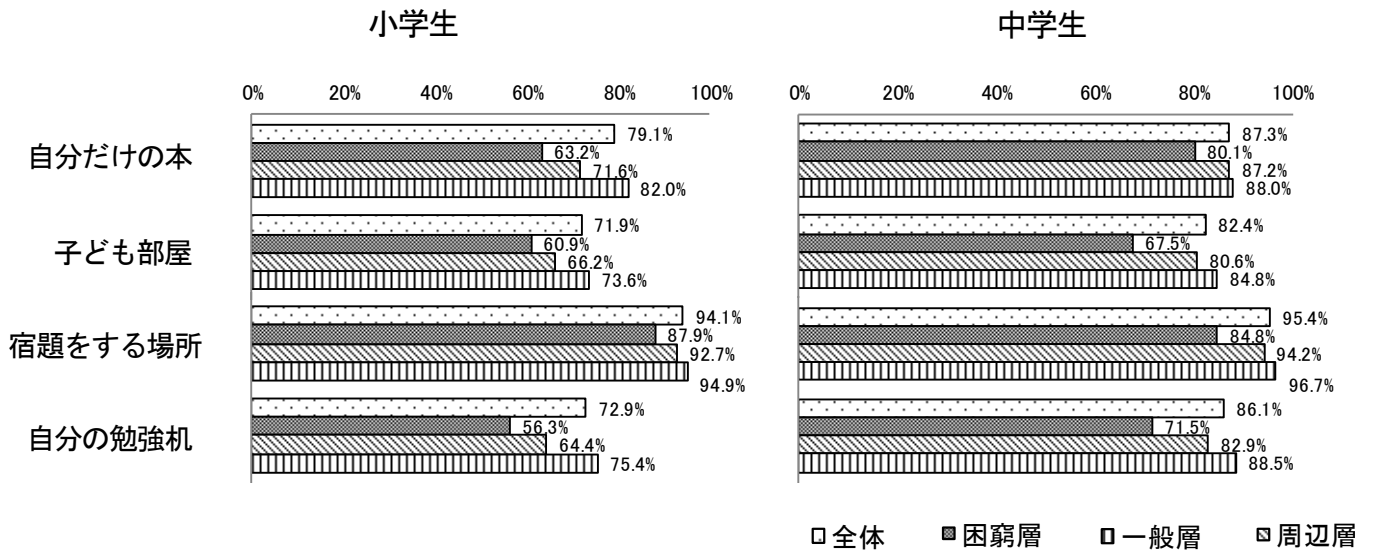
困窮層では、学習環境が整っておらず、授業が分からないと感じる割合が高い。

- 学校の授業がわからないと感じる子どもの割合（「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計）は、一般層では小学生 8.0%、中学生 15.3%であるのに対し、困窮層では小学生 22.9%、中学生 37.0%にのぼる。（図表 1）
- 子ども部屋や自分専用の勉強机等、自宅での学習環境に関わる項目について、「ある」とする割合が一般層に比べて困窮層の方が低い。（図表 2）
- 将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」と回答した中学生の割合は、一般層では 52.0%であるのに対し、困窮層では 24.5%にとどまる。（図表 3）

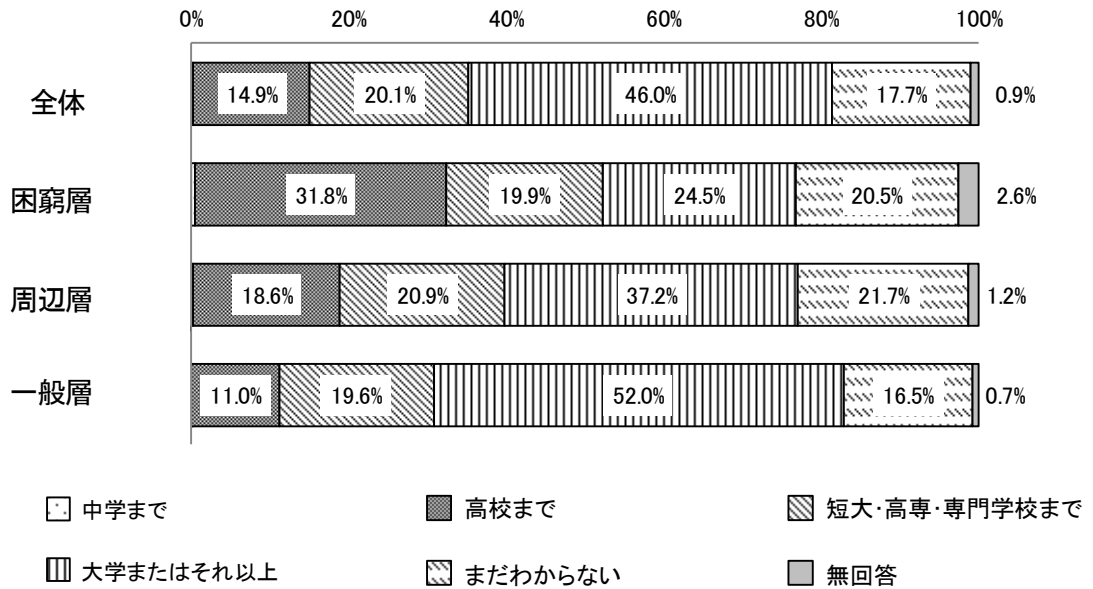
〔図表 1 授業の理解度〕



〔図表2 子どもの持ち物・自宅での学習環境（「ある」の割合）〕



〔図表3 中学生の進学希望〕



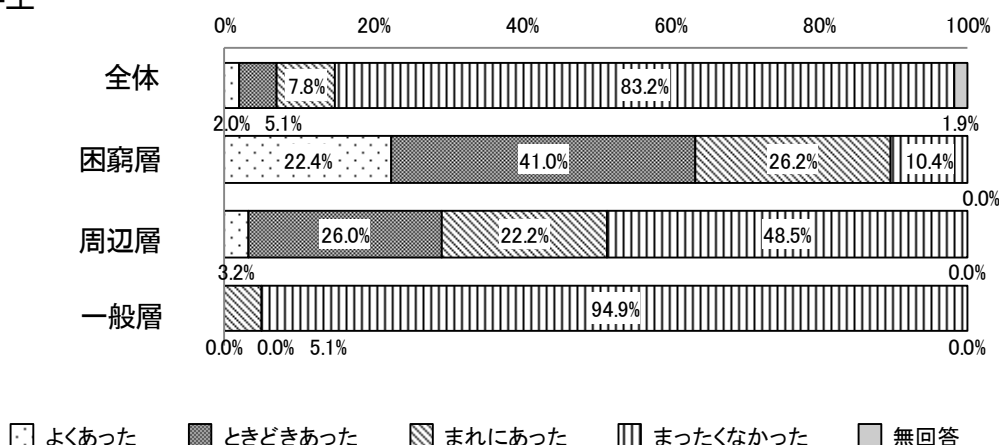
2. 生活困窮の状況

必要な食料が買えなかった経験が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した割合は小学生全体の14.9%、中学生全体の17.6%であった。また、ゲーム機やスマートフォンなどは困窮層であっても高い割合で所有していた。

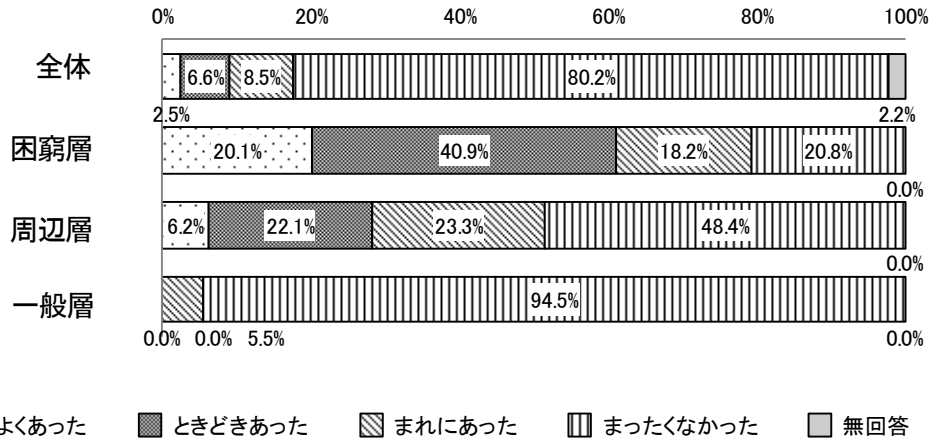
- 必要な食料が買えなかった経験が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した割合は小学生全体で14.9%、中学生全体で17.6%であった。(図表4)
- 10年前の生活が大変苦しかったと回答した保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表5)
- 世帯タイプ別では、ひとり親(二世帯)の世帯において、食料が購入できなかった経験や、経済的な理由で支払いができなかった経験がある割合が高い傾向がみられる。また、現在の生活が「やや苦しい」「大変苦しい」とする割合は、ひとり親(二世帯)で約60%にのぼる。(図表6、図表7、図表8)
- 子どもの所有物について、困窮層に比べて一般層の方が所有している割合が高い傾向がある一方で、小学生におけるゲーム機や、中学生におけるスマートフォンなど、困窮層でも高い割合で所有しているものもある。(図表9)

〔図表4 保護者：食料が購入できなかった経験〕

小学生

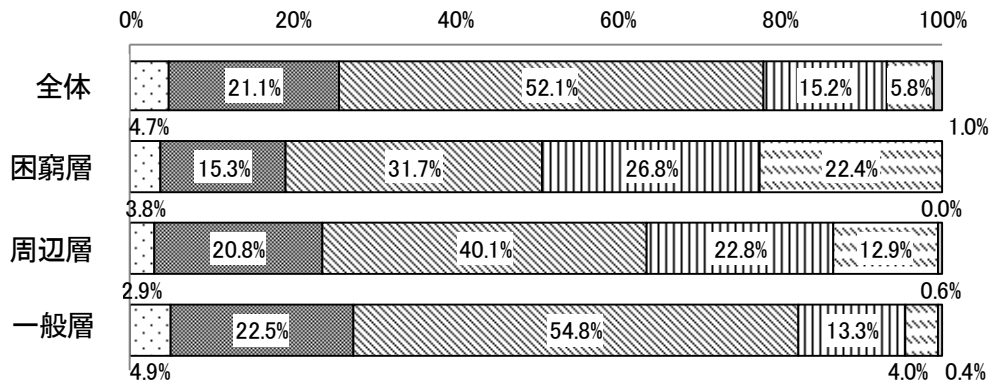


中学生

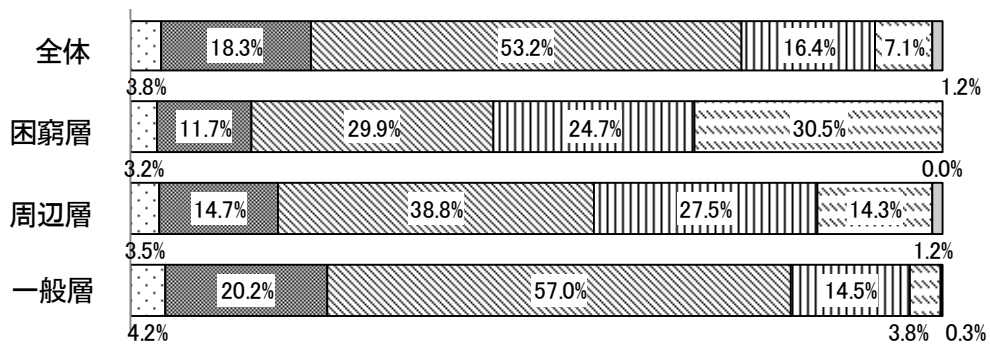


〔図表5 保護者：10年前の暮らし向き〕

小学生



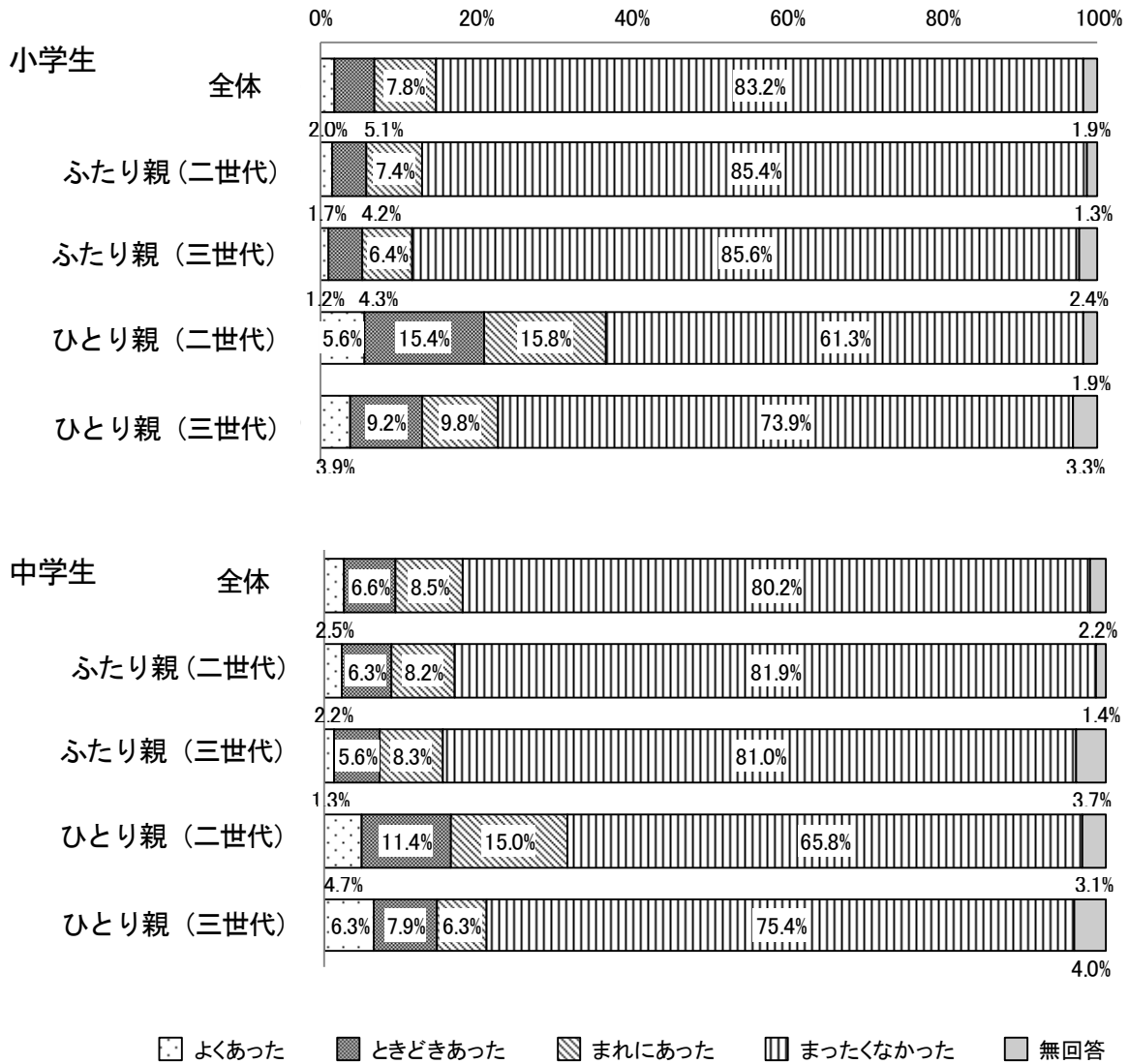
中学生



□ 大変ゆとりがあった □ ややゆとりがあった □ 普通 □ やや苦しかった □ 大変苦しかった □ 無回答

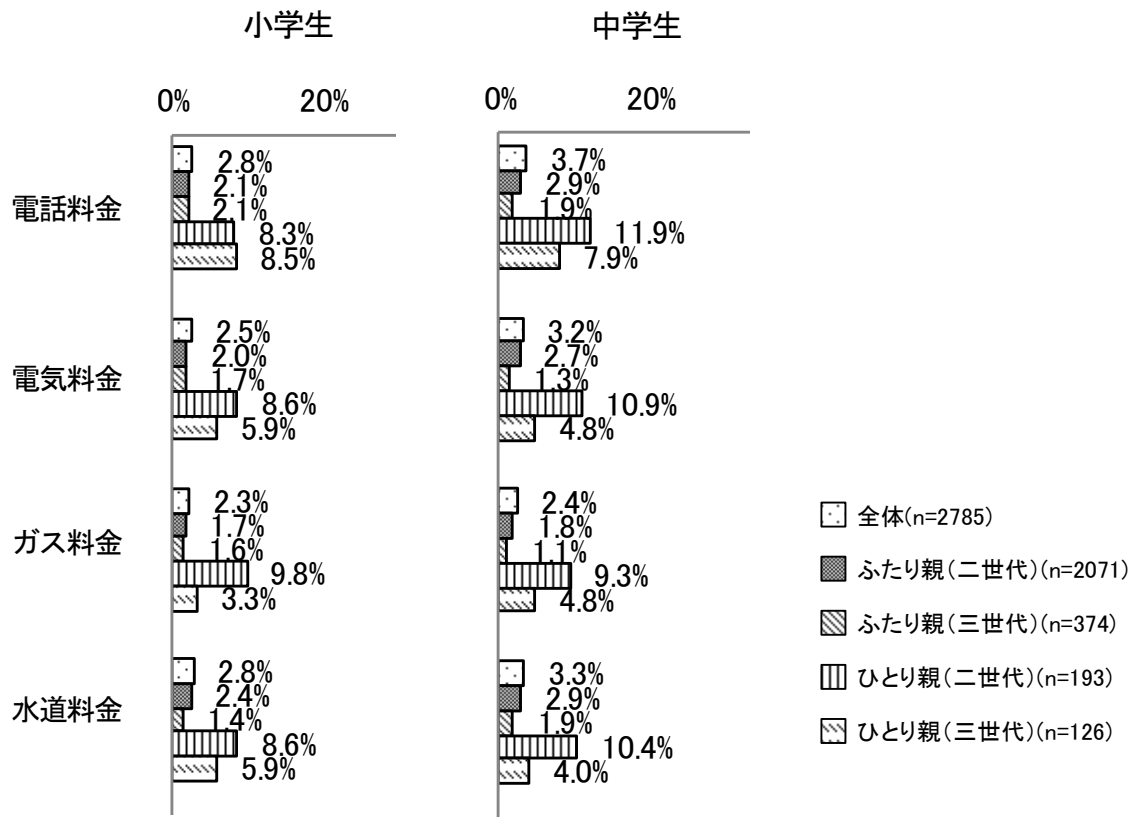
〔図表 6 保護者：食料が購入できなかった経験〕

世帯タイプ別

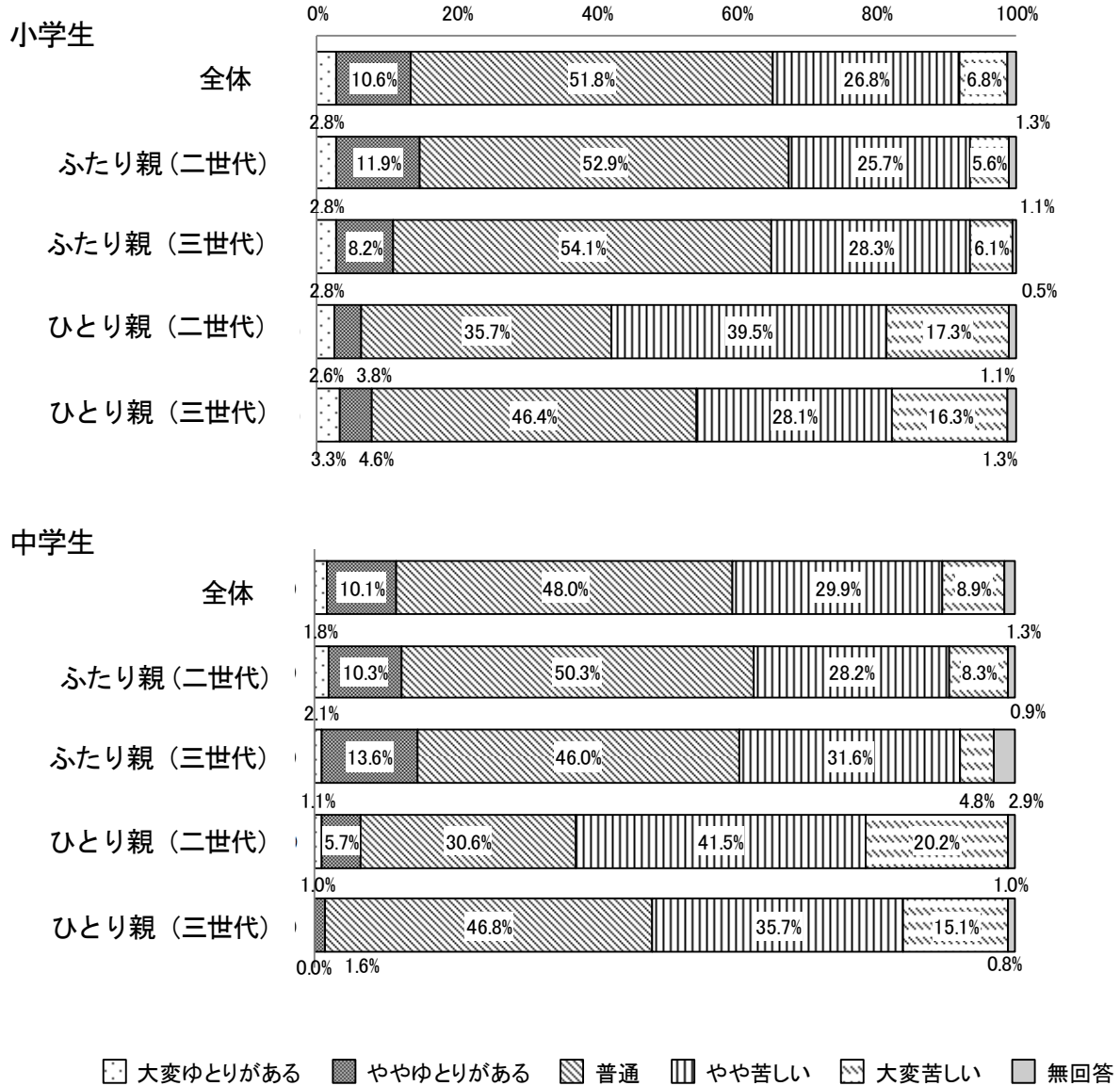


〔図表7 保護者：経済的理由で支払えなかった経験〕

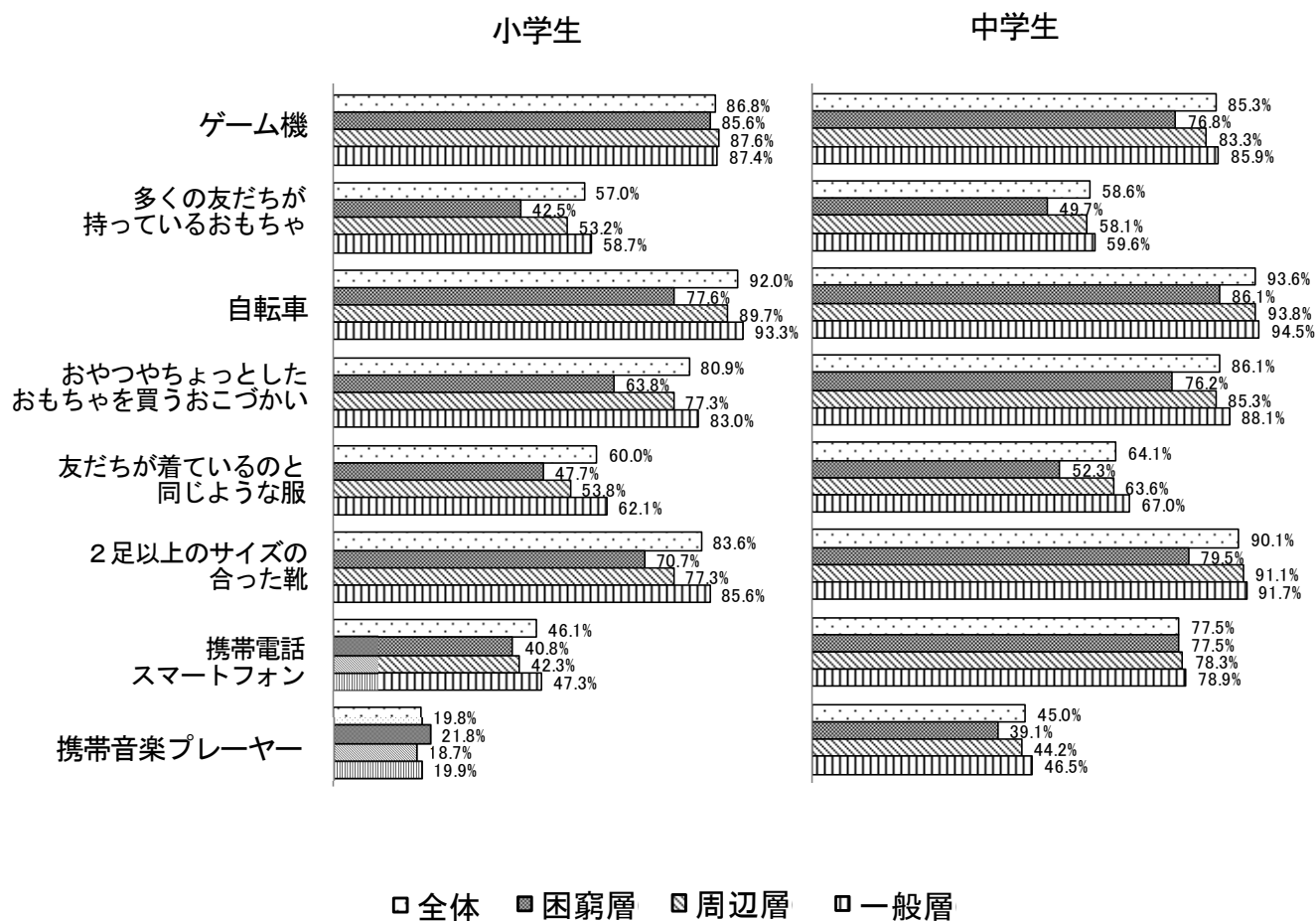
世帯タイプ別



〔図表 8 保護者：現在の暮らしの状況〕
世帯タイプ別



〔図表9 使用できるもの（「ある」の割合）〕



3. 子どもの生活の状況

困窮層ではほっとできる居場所のない子どもの割合が高く、食生活に課題がみられる子どもの割合も高い。

○ ほっとできる居場所が無いと回答した子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。

(図表 10)

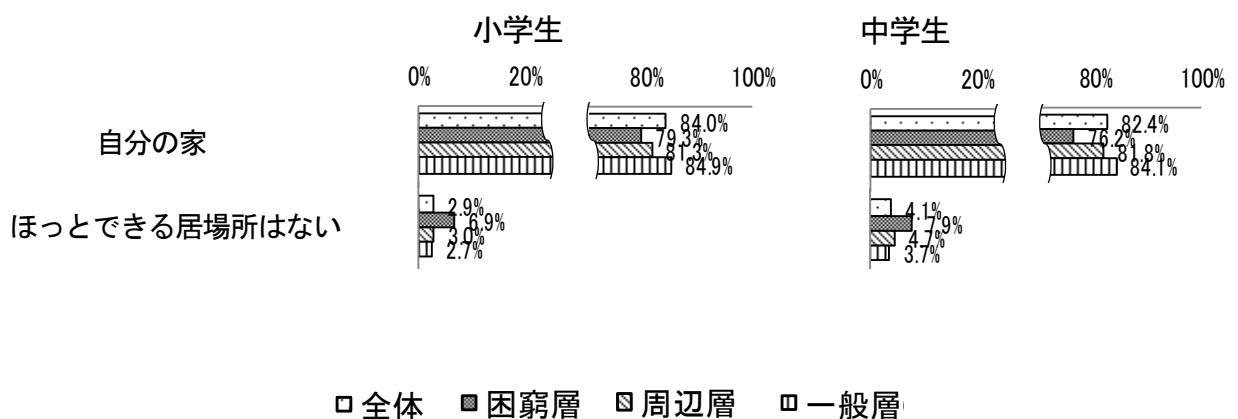
○ 平日に毎日朝ご飯を食べる割合は、一般層に比べて困窮層の方が低い。(図表 11)

○ 野菜を毎日食べる子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が低く、約 20 ポイントの差がある。(図表 12)

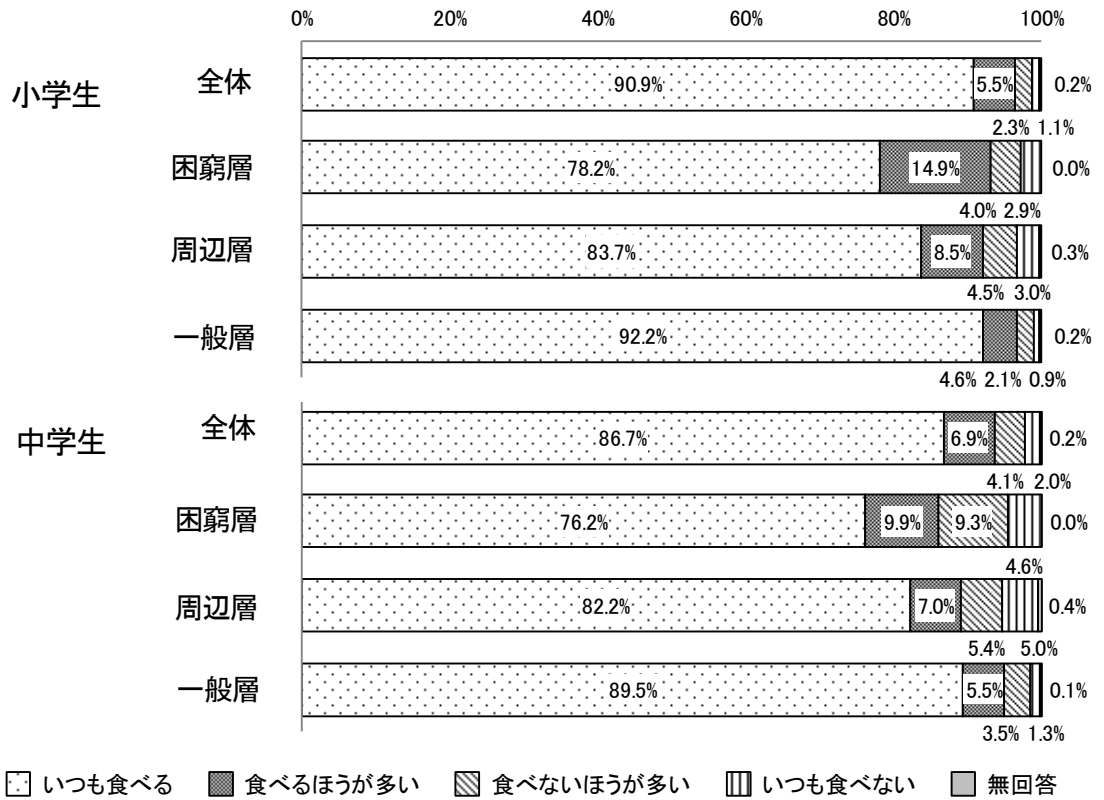
○ 午前 0 時以降に就寝すると回答した子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。

(図表 13)

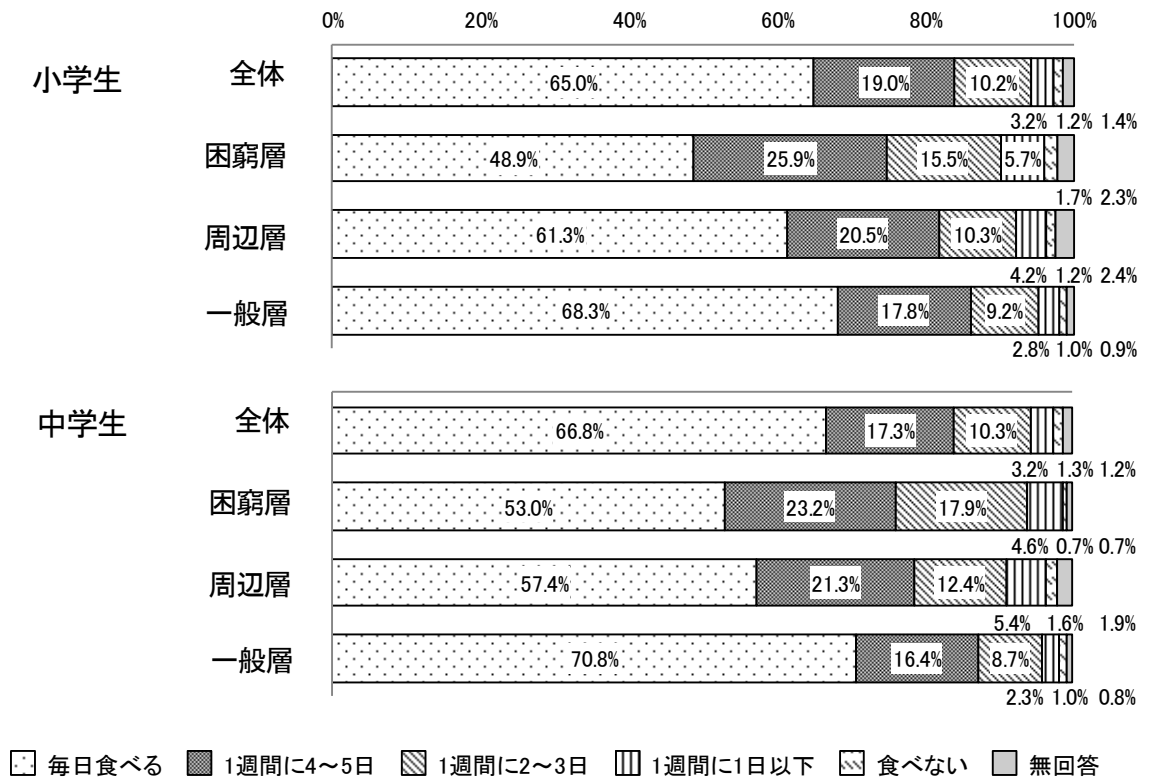
〔図表 10 ほっとできる居場所〕



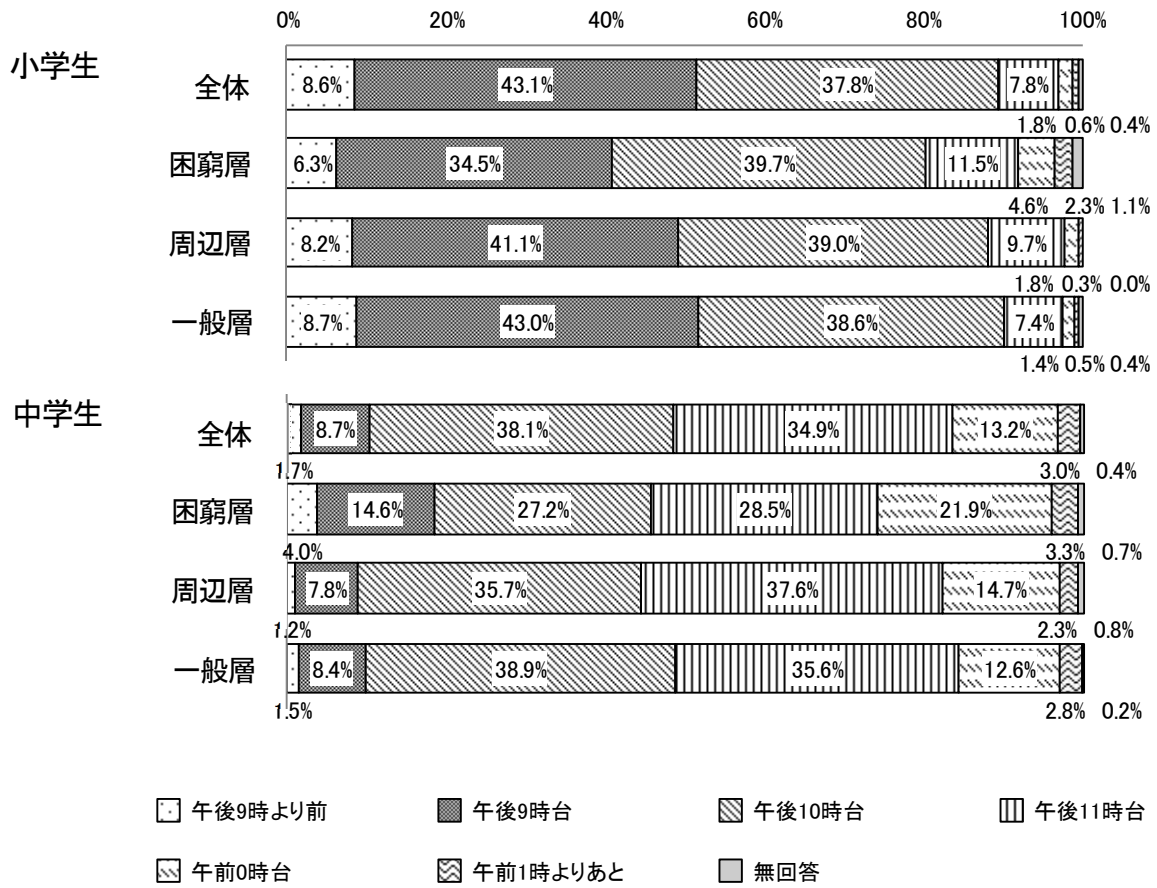
〔図表 11 平日の朝ごはん〕



〔図表 12 野菜を食べる頻度〕



[図表 13 就寝時間]

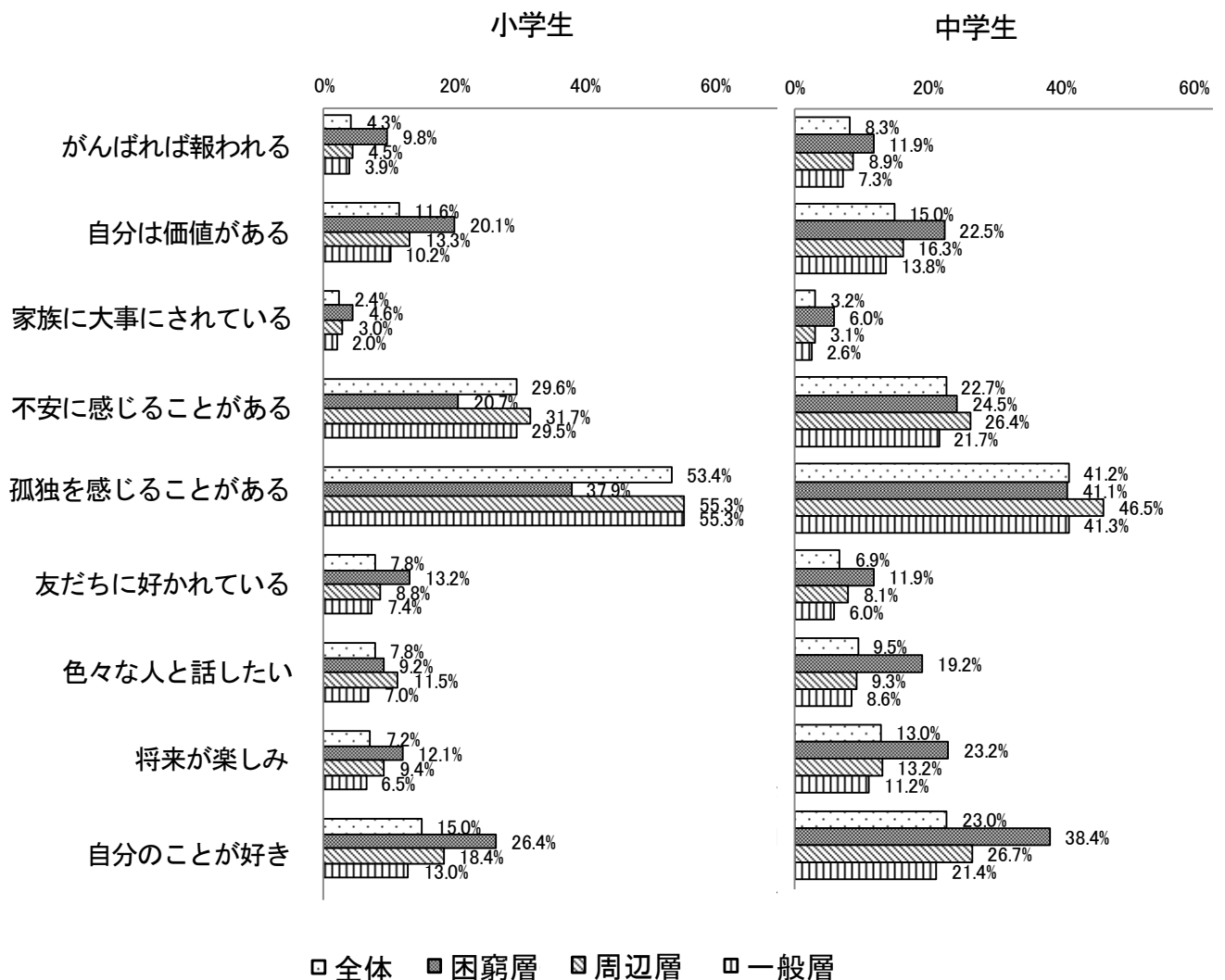


4. 子ども及び保護者の健康・自己肯定感

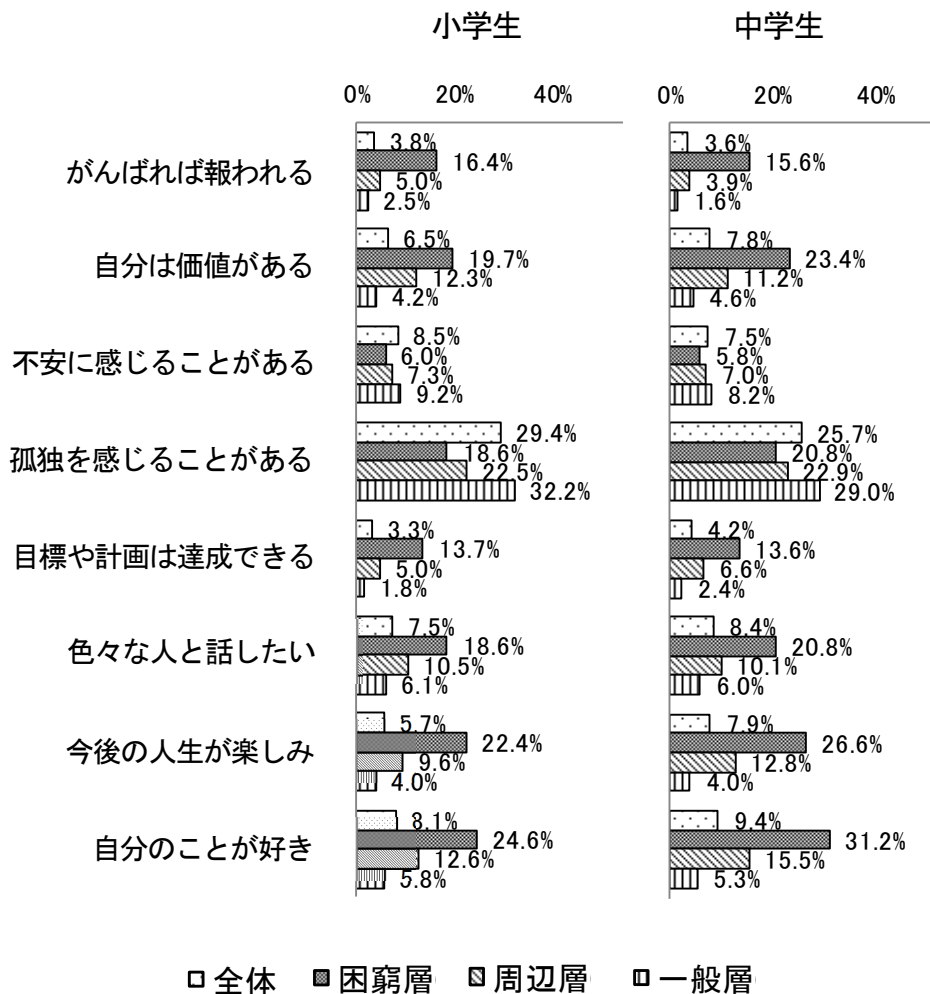
困窮層では子ども、保護者ともに自己肯定感が低い傾向にあり、健康状態に問題を抱えている保護者の割合が高い。

- 「自分は価値ある人間だ」「自分のことが好きだ」と思わない割合は、子ども、保護者ともに一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 14、図表 15)
- 健康状態が「良い」と回答した保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が低い。(図表 16)

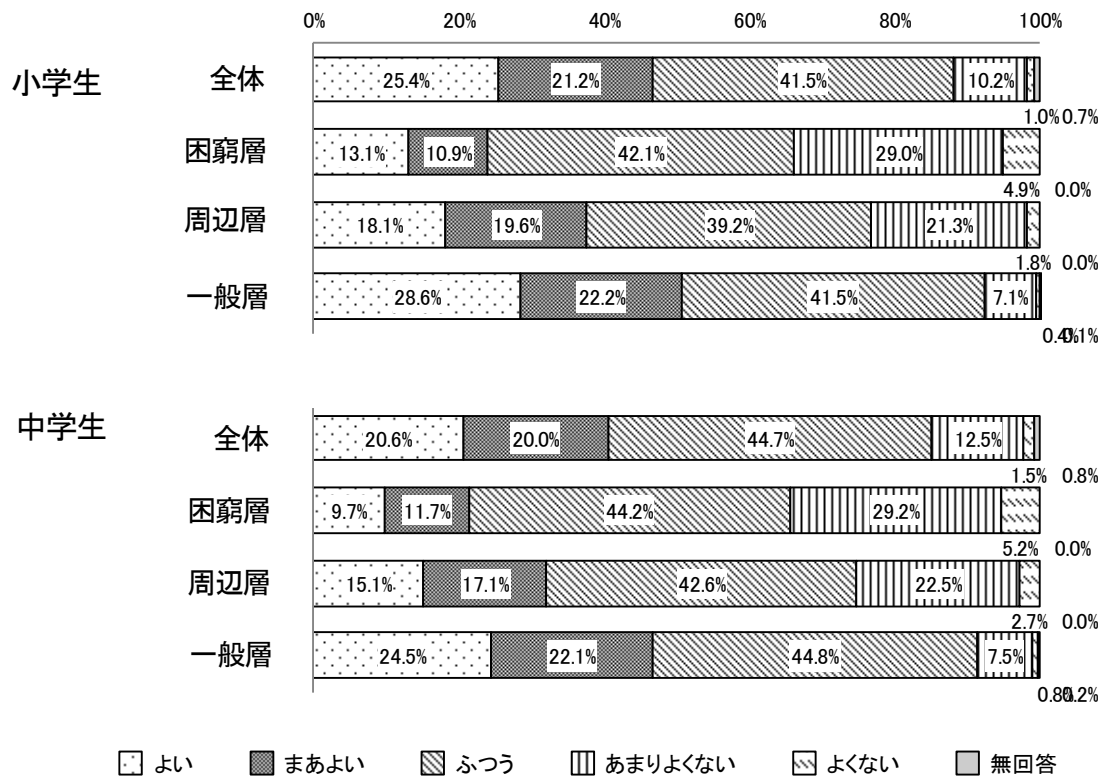
〔図表 14 自己肯定感（「思わない」の割合）〕



〔図表 15 保護者：自己肯定感（「思わない」の割合）〕



〔図表 16 保護者：健康状態〕

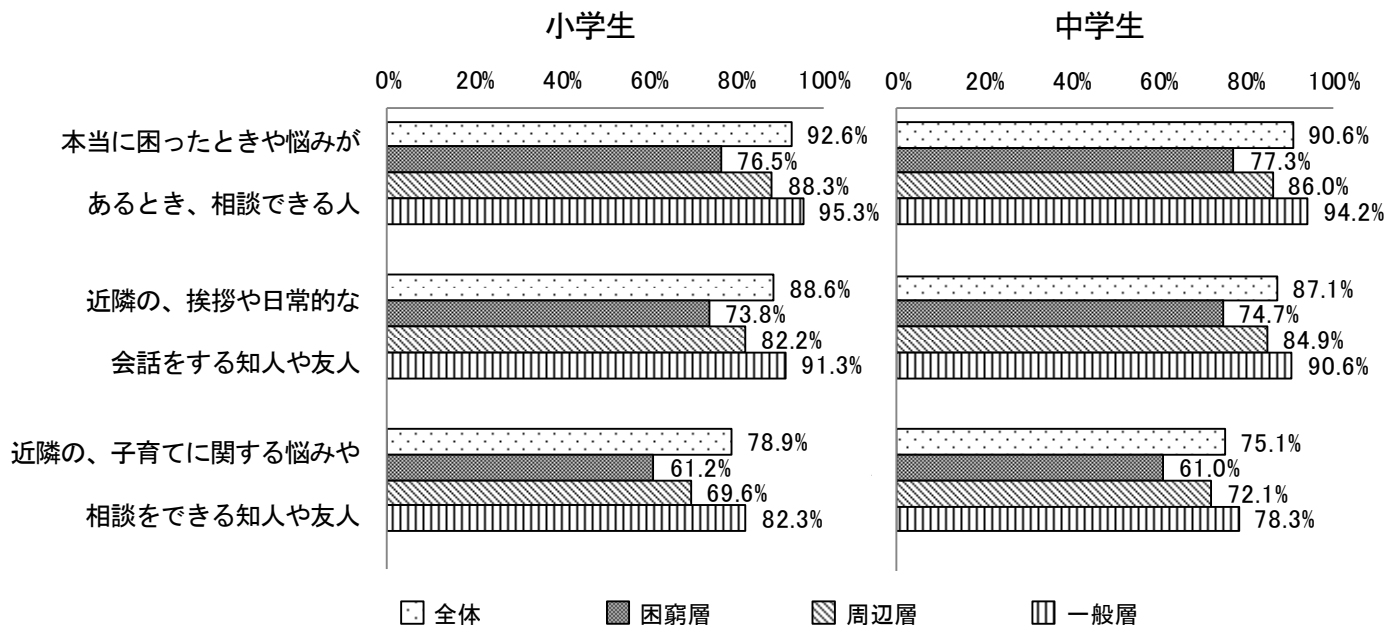


5. 保護者と子ども・地域との関り

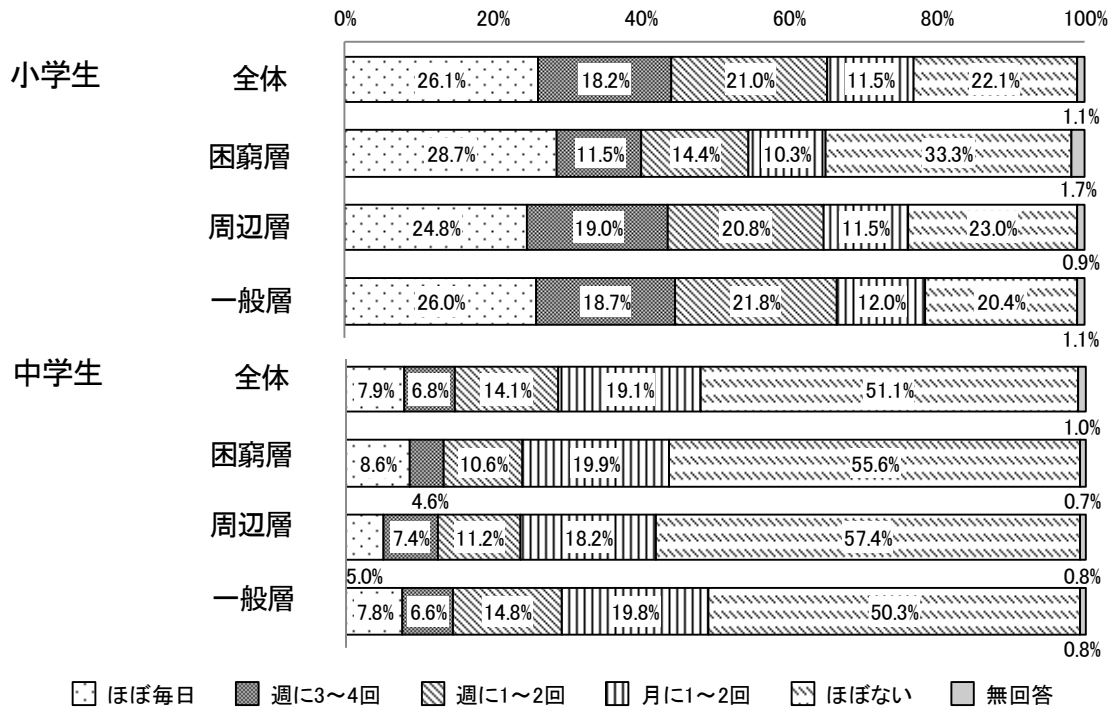
困窮層では悩みを相談できる人がいない割合が高く、家庭内での会話が少ない傾向がある。

- 本当に困ったときや悩みがあるときに相談できる相手や、近隣で挨拶や日常会話をする知人・友人、子育てに関する悩みを相談できる知人・友人が「いる」と回答した保護者の割合は、いずれも一般層に比べて困窮層の方が低い。(図表 17)
- おうちの大人に勉強をみてもらう機会や、学校生活・ニュースなどの社会のできごとについて話をする機会が「ほぼない」と回答した子どもの割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 18、図表 19、図表 20)

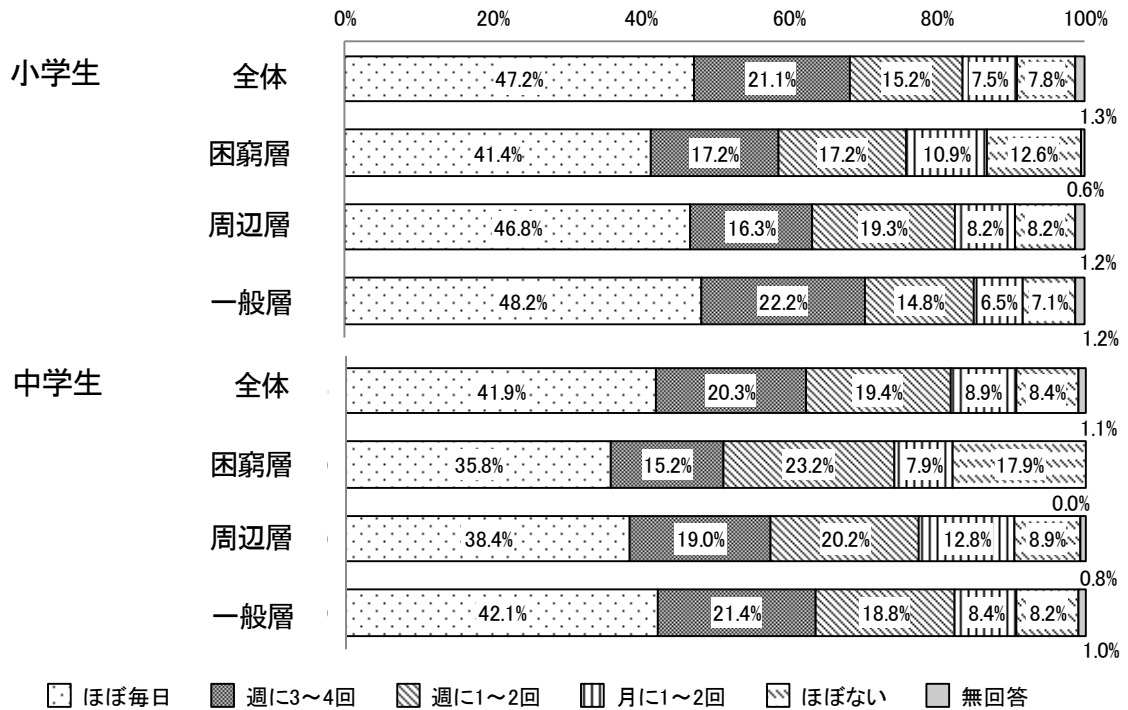
〔図表 17 保護者：相談相手や近隣の知人・友人の存在
（「いる」の割合）〕



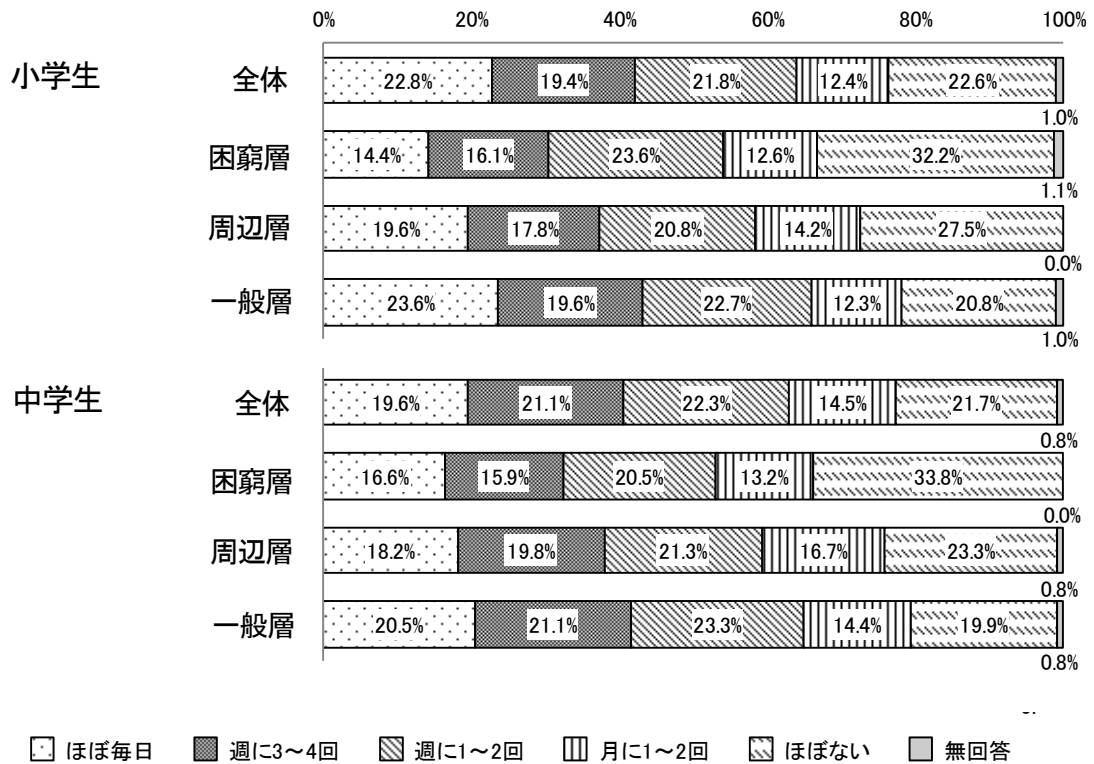
〔図表 18 おうちの大人に勉強をみてもらう回数〕



〔図表 19 おうちの大人と学校生活の話をする回数〕



〔図表 20 おうちの大人と社会の出来事について話す回数〕

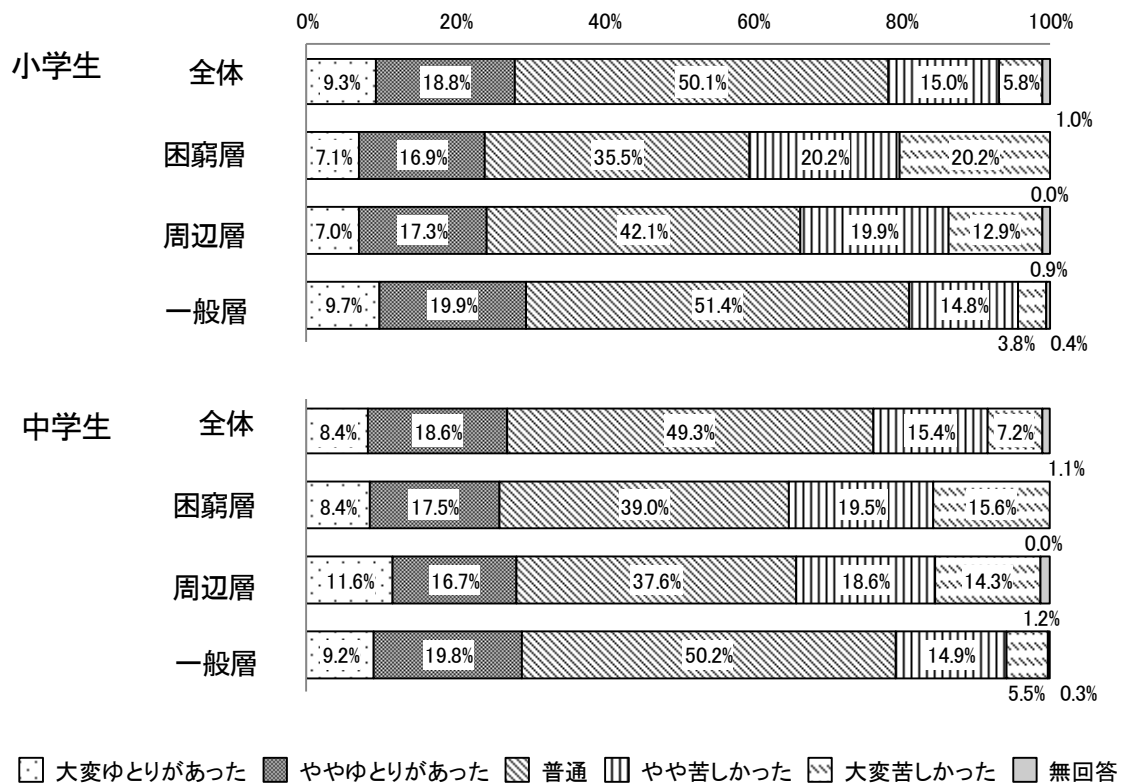


6. 保護者のこれまでの経験

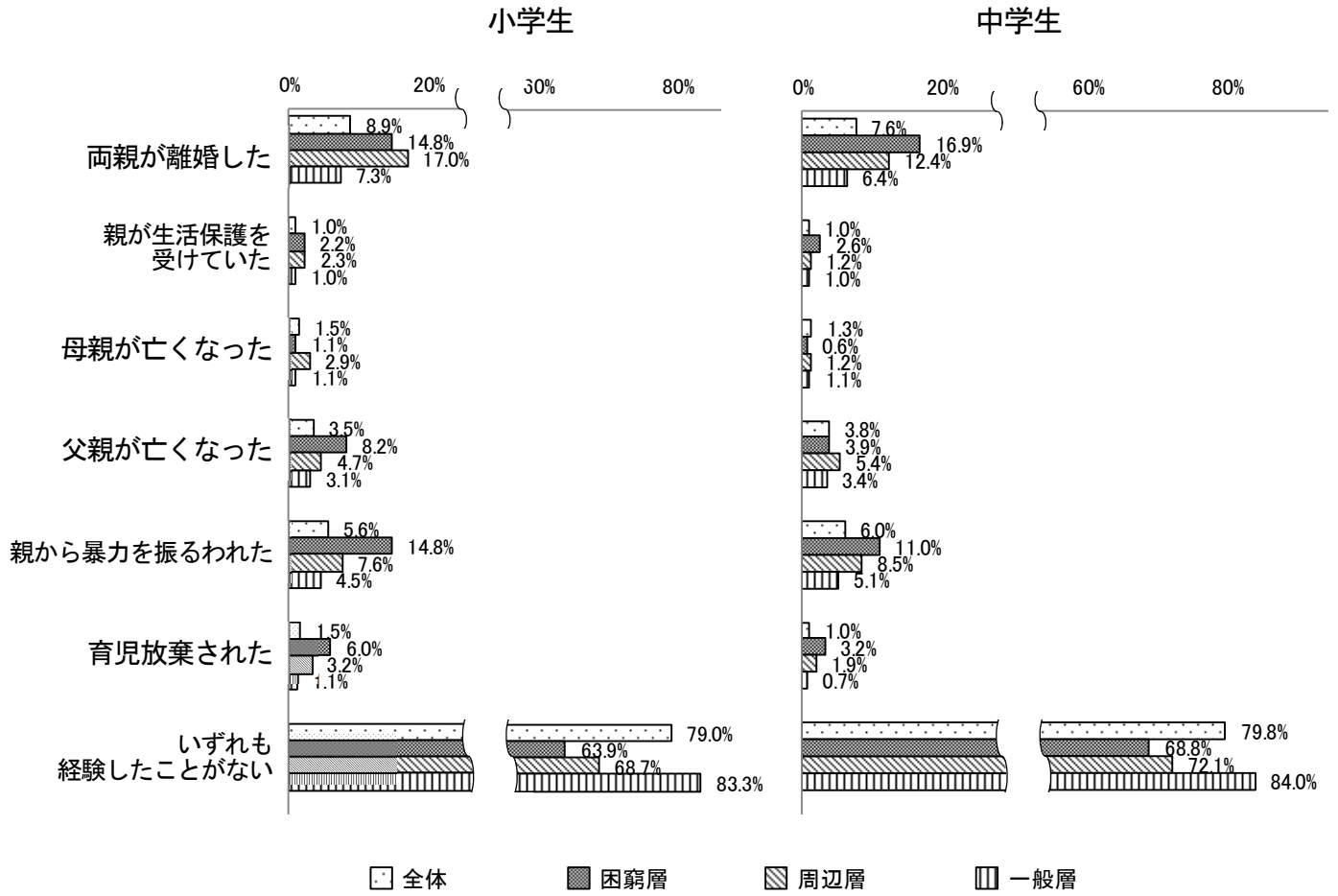
困窮層では15歳頃の生活が苦しかった保護者の割合が高く、成人前に両親の離婚や親からの暴力を経験した割合も高い。

- 15歳頃の暮らし向きが「やや苦しかった」「大変苦しかった」と回答した保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 21)
- 成人前の体験をみると、一般層に比べて困窮層では「両親が離婚した」「親から暴力を振るわれた」という割合が高い。(図表 22)

〔図表 21 保護者：15歳の頃の家庭の暮らし向き〕



〔図表 22 保護者：成人する前の経験〕

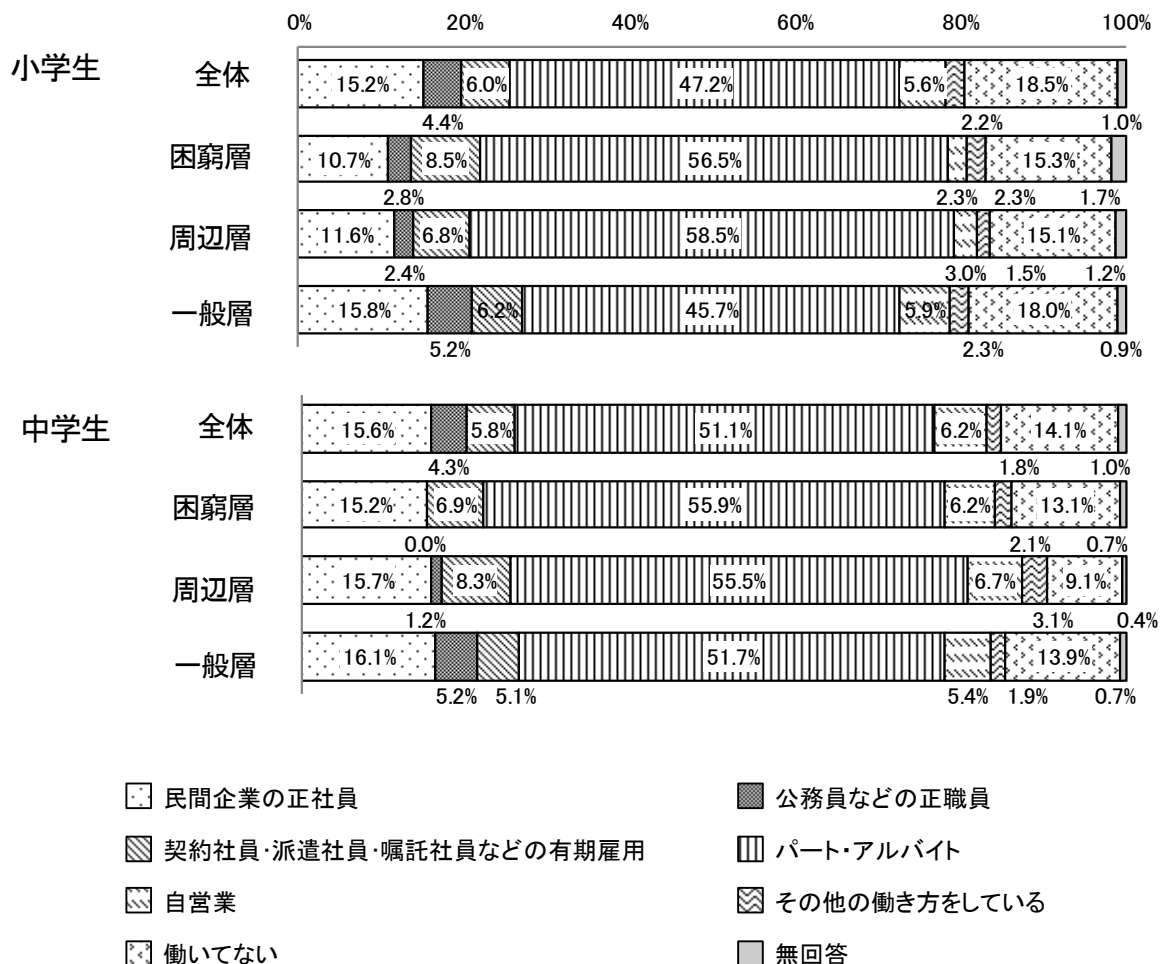


7. 保護者の就労状況

困窮層では平日の日中以外の勤務がある保護者の割合が高い。

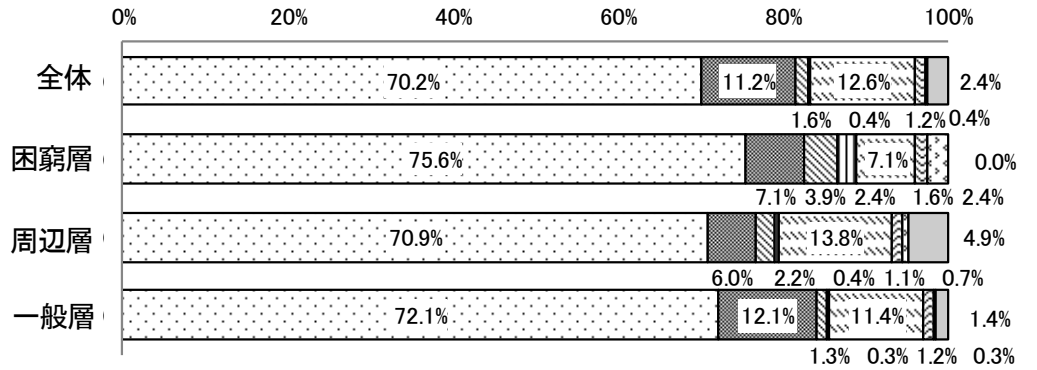
- 父母ともに、正社員、正職員の保護者の割合は一般層に比べて困窮層の方が低い。(図表 23、図表 24)
- 早朝、夜勤、深夜勤務など平日の日中以外の勤務がある保護者の割合は、一般層に比べて困窮層の方が高い。(図表 25、図表 26)
- ふたり親で両親が共働きをしていますが、どちらも非正規雇用の場合は困窮層の割合が14.3%となっている。(図表 27)

〔図表 23 保護者：母親の現在の就業状況〕

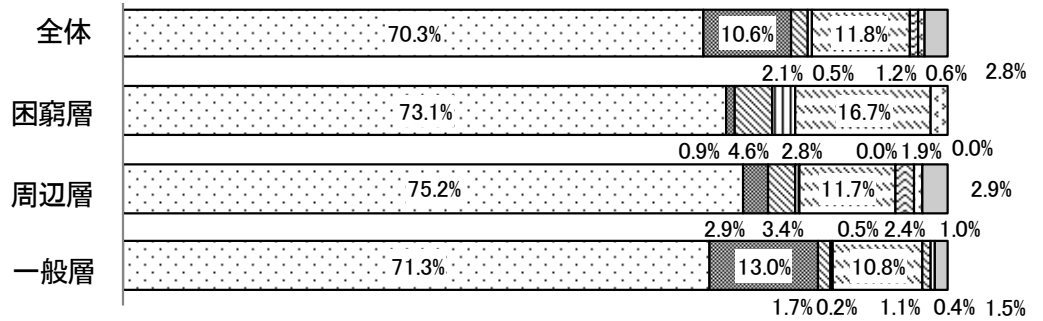


〔図表 24 保護者：父親の現在の就業状況〕

小学生

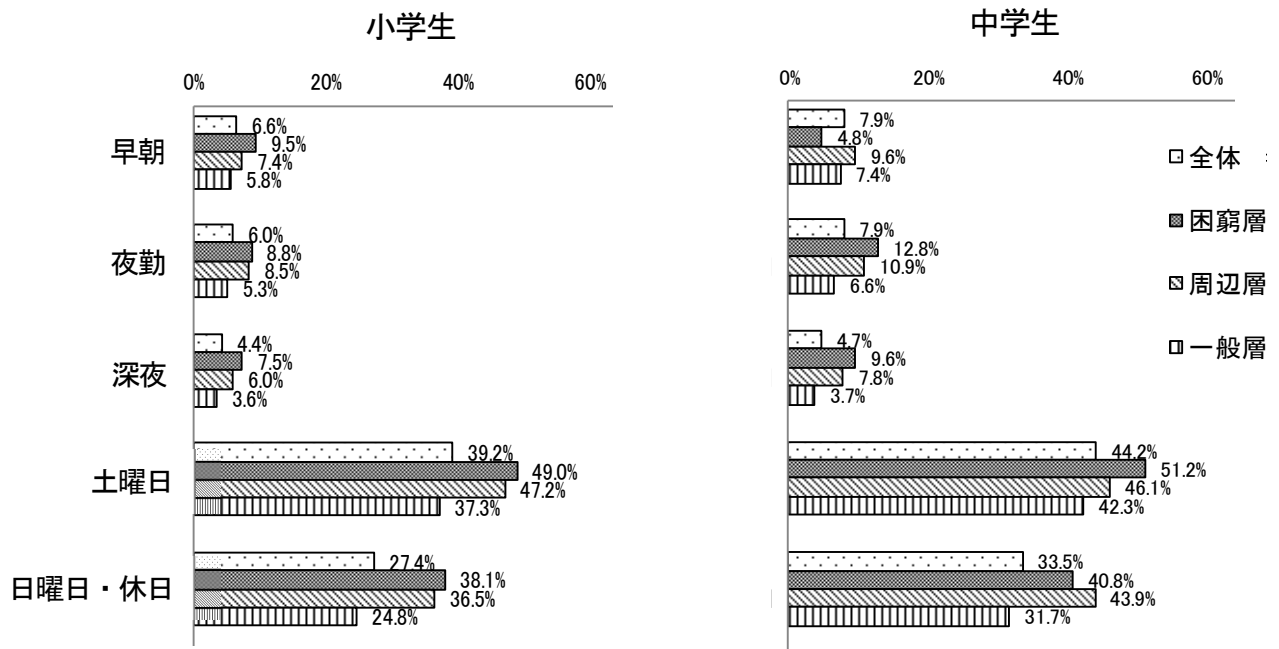


中学生

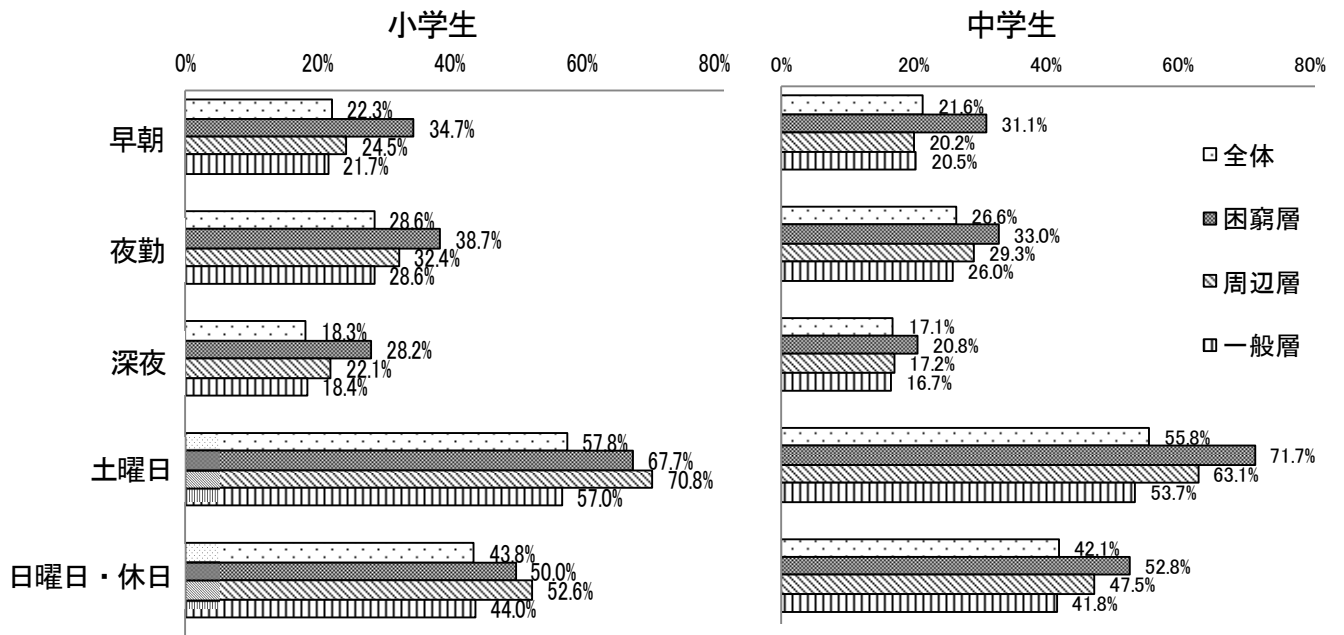


- 民間企業の正社員
- 公務員などの正職員
- 契約社員・派遣社員・嘱託社員などの有期雇用
- パート・アルバイト
- 自営業
- その他の働き方をしている
- 働いてない
- 無回答

〔図表 25 保護者：母親の平日昼間以外の勤務〕

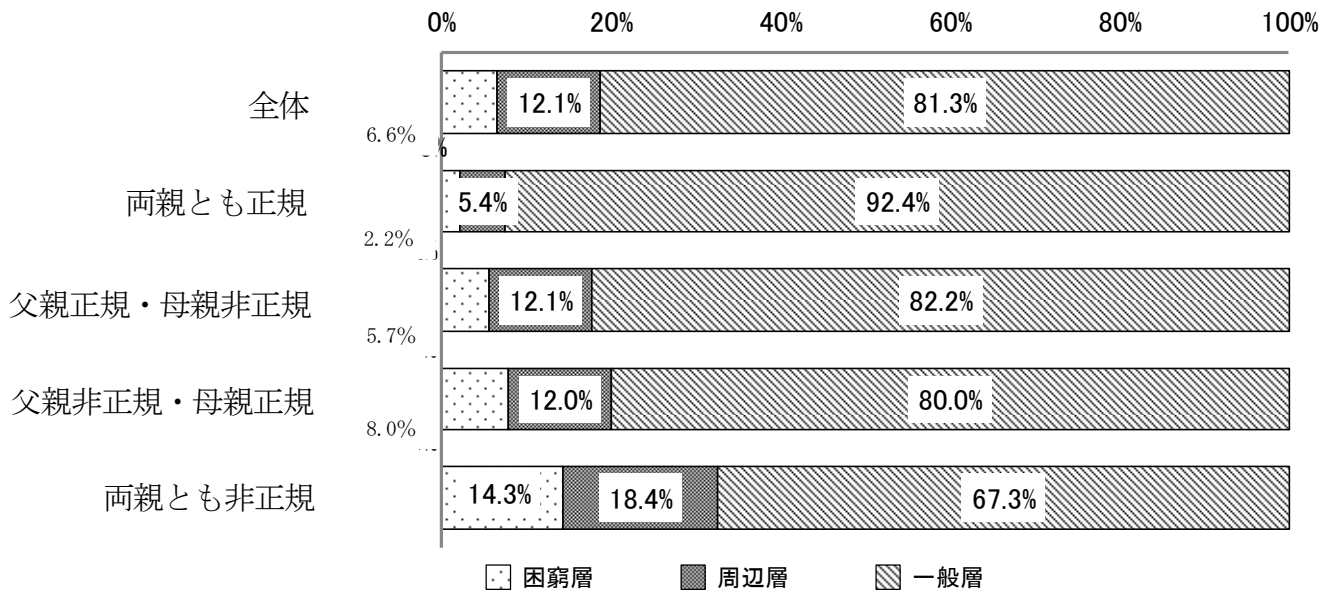


〔図表 26 保護者：父親の平日昼間以外の勤務〕



〔図表 27 保護者：生活困難度〕
共働きの形態別

<保護者全体>



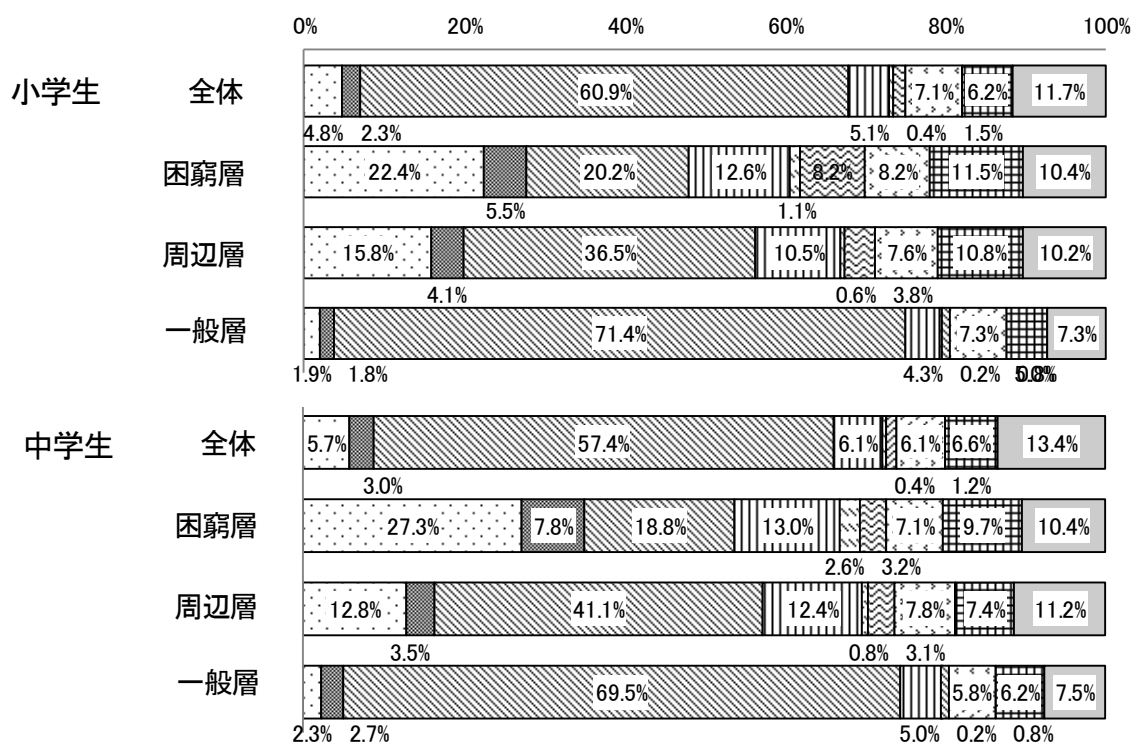
※対象は父母が同居しており、父母とも働いている家庭

8. 経済的支援制度の利用状況

困窮層では就学援助費を利用したことがある保護者の割合が30%程度であり、制度を知らない保護者の割合も高い。

- 就学援助費の利用状況をみると、「現在利用している」「利用したことがある」を合わせた割合は、困窮層で約30%、周辺層で約20%となっている。小学生保護者の困窮層では、「利用の仕方がわからなかった」「制度等について全く知らなかった」という割合がそれぞれ約8%である。(図表28)

〔図表28 保護者：就学援助費の利用状況〕



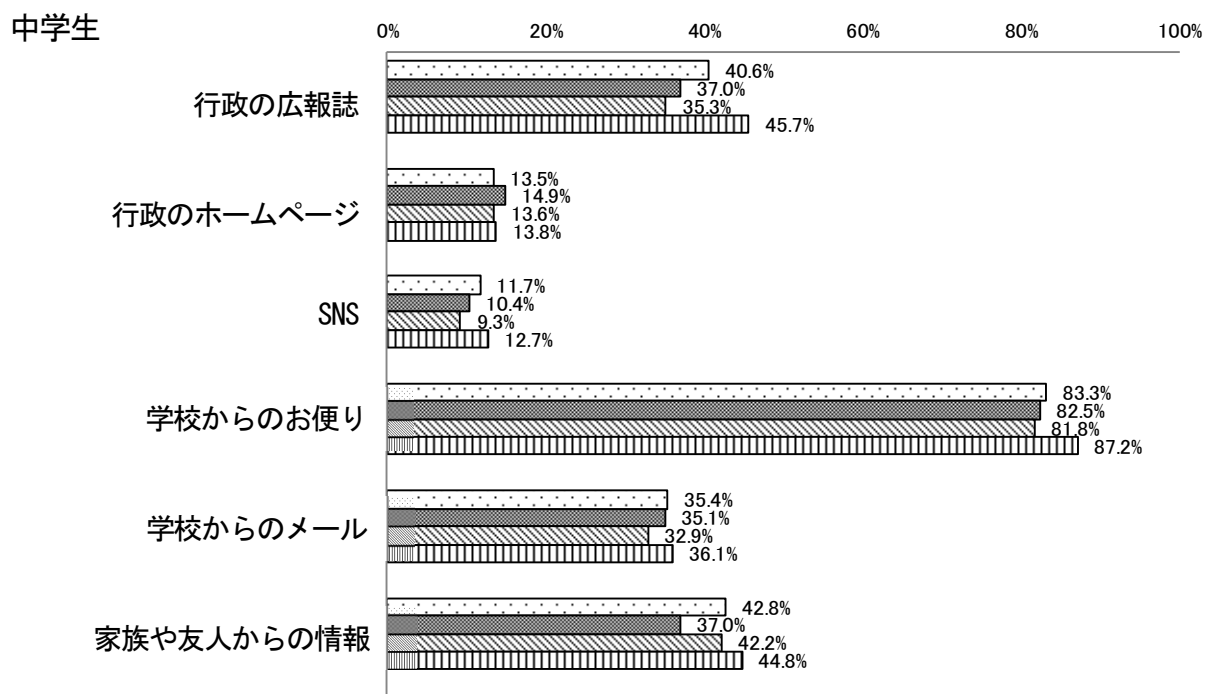
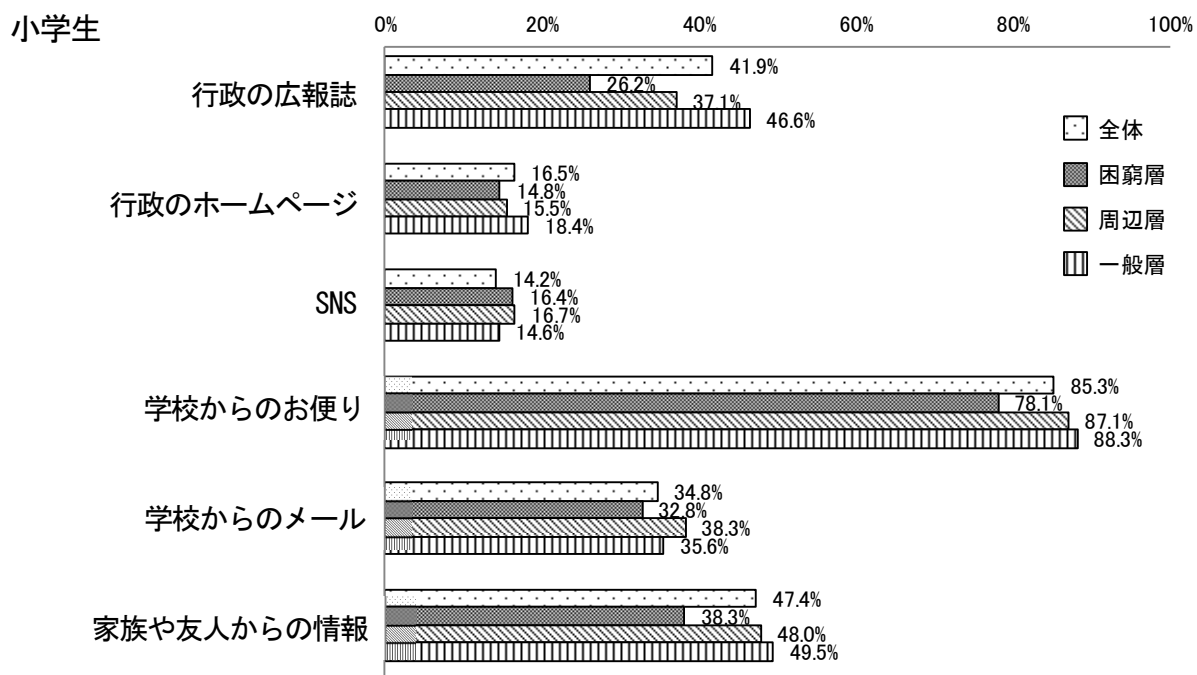
- 現在利用している
- 利用したことがある
- ▨ 利用したいと思ったことがなかった
- ▧ 利用したかったが条件を満たしていなかった
- ▩ 利用したかったが制度等が使いづらかった
- 利用の仕方がわからなかった
- 制度等について全く知らなかった
- ▬ 理由不明だが利用せず

9. 子育て支援制度・相談機関の利用状況

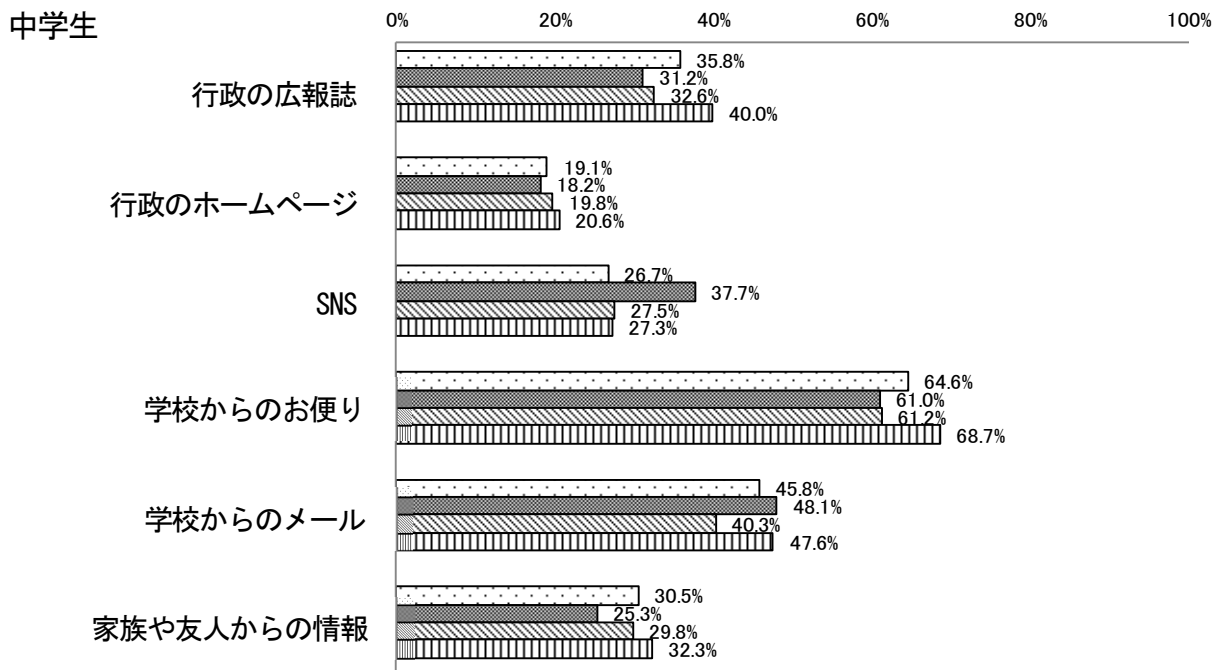
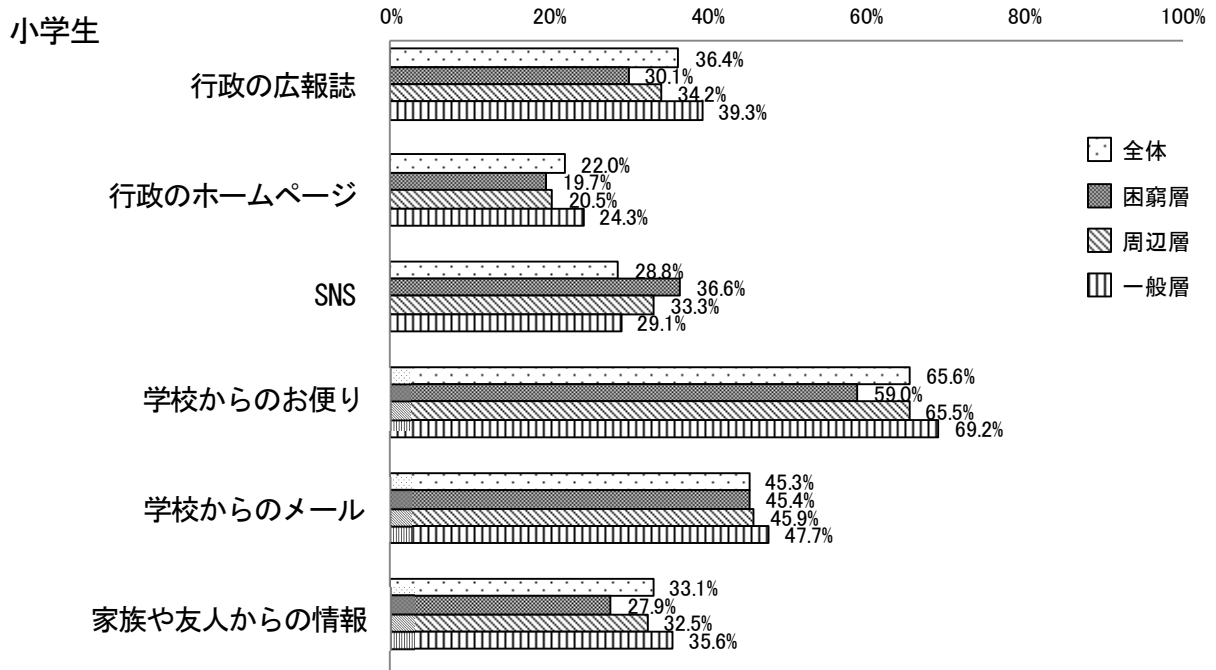
生活困難度によらず、子どもに関する支援制度等の情報の受け取りや、悩みの相談先の中心は学校となっている一方で、困窮層では学校に「相談したかったが抵抗感があった」と回答した割合が高い。

- 子どもに関する支援制度等の情報受け取り方法でもっとも割合の高いものは「学校からのお便り」であり、生活困難度によらず保護者の約 80～90%が挙げている（ただし、小学校保護者については困窮層においてやや低い）。(図表 29)
- 今後の情報の受け取り方法として、困窮層では一般層に比べて「SNS」を挙げる割合が高い。(図表 30)
- 【再掲】(子どもの所有物について、困窮層に比べて一般層の方が所有している割合が高い傾向がある一方で、小学生におけるゲーム機や、中学生におけるスマートフォンなど、困窮層でも高い割合で所有しているものもある。(図表 9))
- 公的機関等の中で相談経験がある割合がもっとも高いのは「学校・保育所・幼稚園の先生」である一方で、「学校・保育所・幼稚園の先生」に対して「相談したかったが抵抗感があった」と回答した保護者の割合は、困窮層の方が高い。(図表 31)
- 世帯タイプ別では、学校などに相談をしたかったが抵抗感があったと回答した保護者の割合が、ふたり親世帯に比べてひとり親世帯の方が高い。(図表 32)

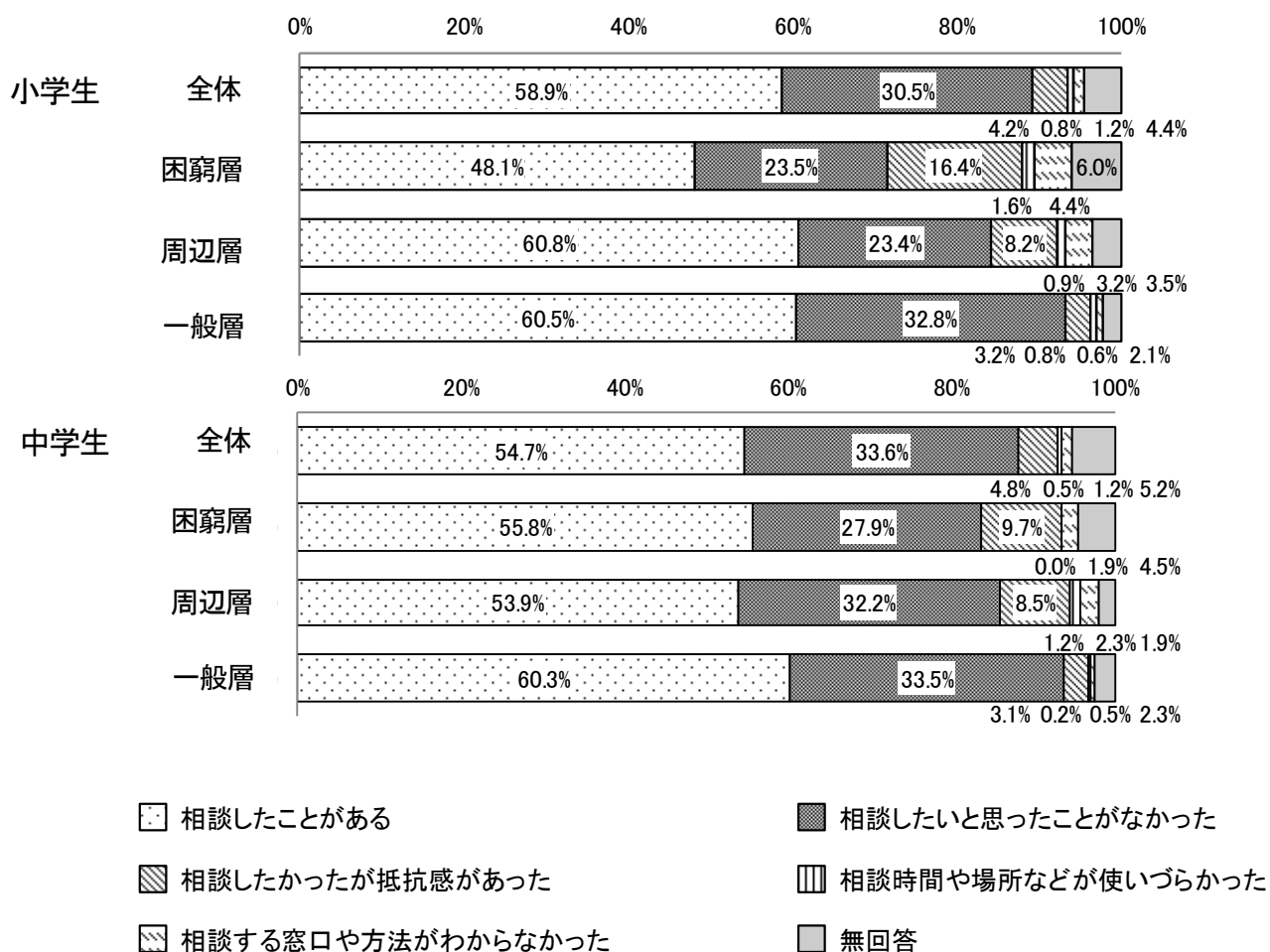
〔図表 29 保護者：現在の支援制度等の情報の受け取り方法〕



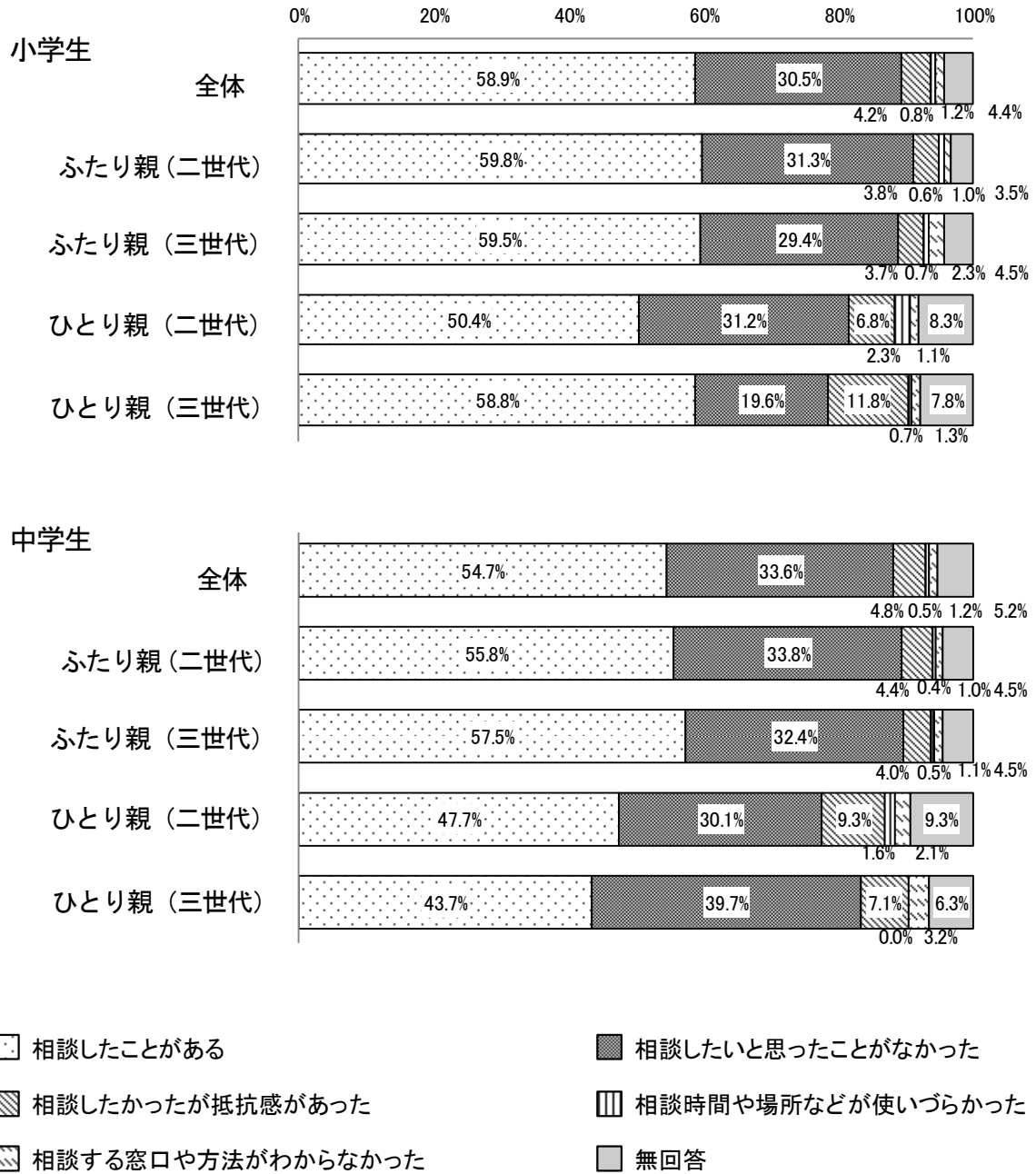
〔図表 30 保護者：今後希望する支援制度等の情報の受け取り方法〕



〔図表 31 保護者：学校や幼稚園等の先生への相談経験〕
生活困難度別



〔図表 32 保護者：学校や幼稚園等の先生への相談経験〕
世帯タイプ別



10. テーマ別

【貧困継続状況別】

貧困が続いていた家庭の子どもとそうではない子どもに違いがあるか、貧困の継続状況の違いによる比較を行った。

■クロス軸の設定

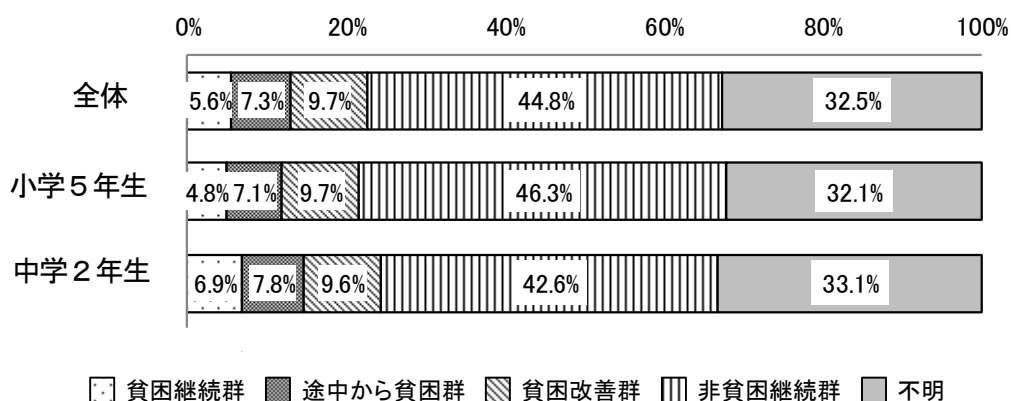
生活困難度と「10年前の暮らし向き」から以下4グループを作成

		10年前の暮らし向き	
		大変苦しかった やや苦しかった	大変ゆとりがあった ややゆとりがあった
生活困難度	困窮層・周辺層	①貧困継続群	②途中から貧困群
	一般層	③貧困改善群	④非貧困継続群

■結果概要

- ・ 貧困が継続している場合、途中から貧困になったケースに比べて保護者自身が成人前に親からの暴力などのつらい経験をしている割合が高く、自己肯定感の低い傾向がある（図表 34、図表 35）
- ・ 貧困が継続している場合、保護者が配偶者から暴力を振るわれたり、自殺を考えたことがあるという割合が高く、相談相手がいると回答した割合が低い（図表 36、図表 37）
- ・ 貧困が継続している場合、子どもが将来のために今頑張りたいと思えなかったり、自己肯定感が低い傾向がある（図表 39、図表 40）

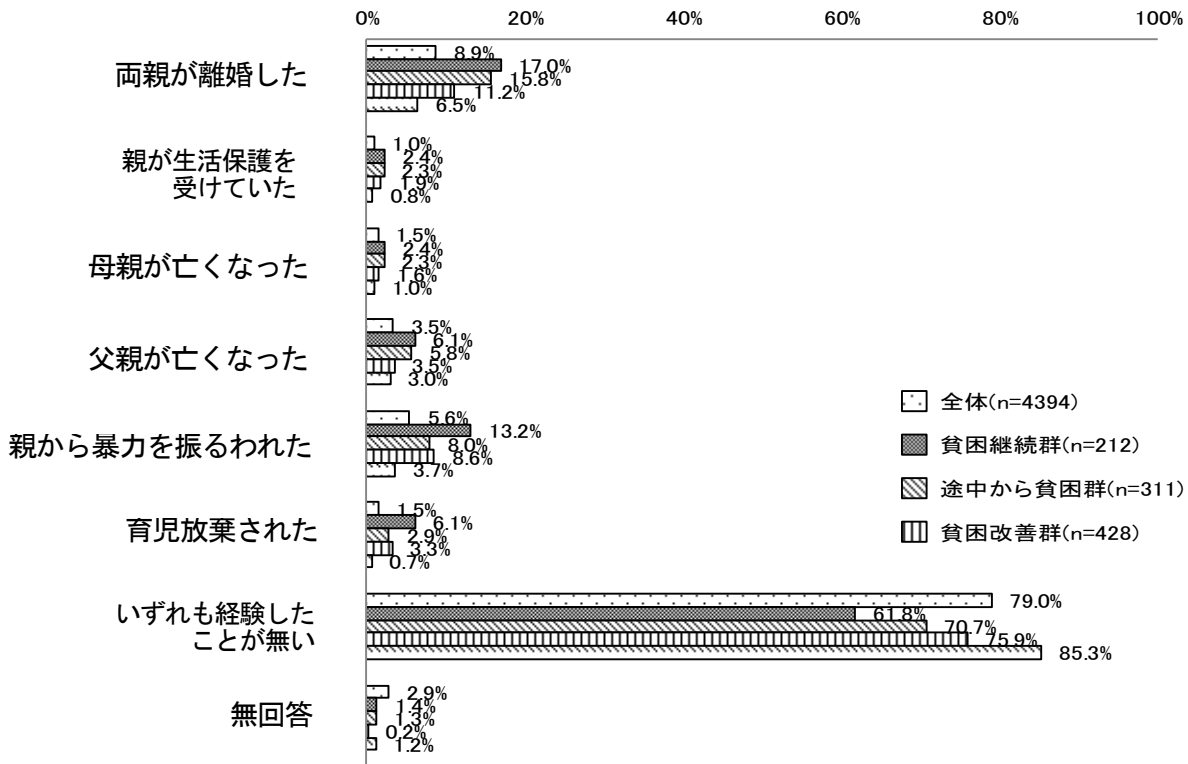
〔図表 3 3 保護者：貧困継続状況〕



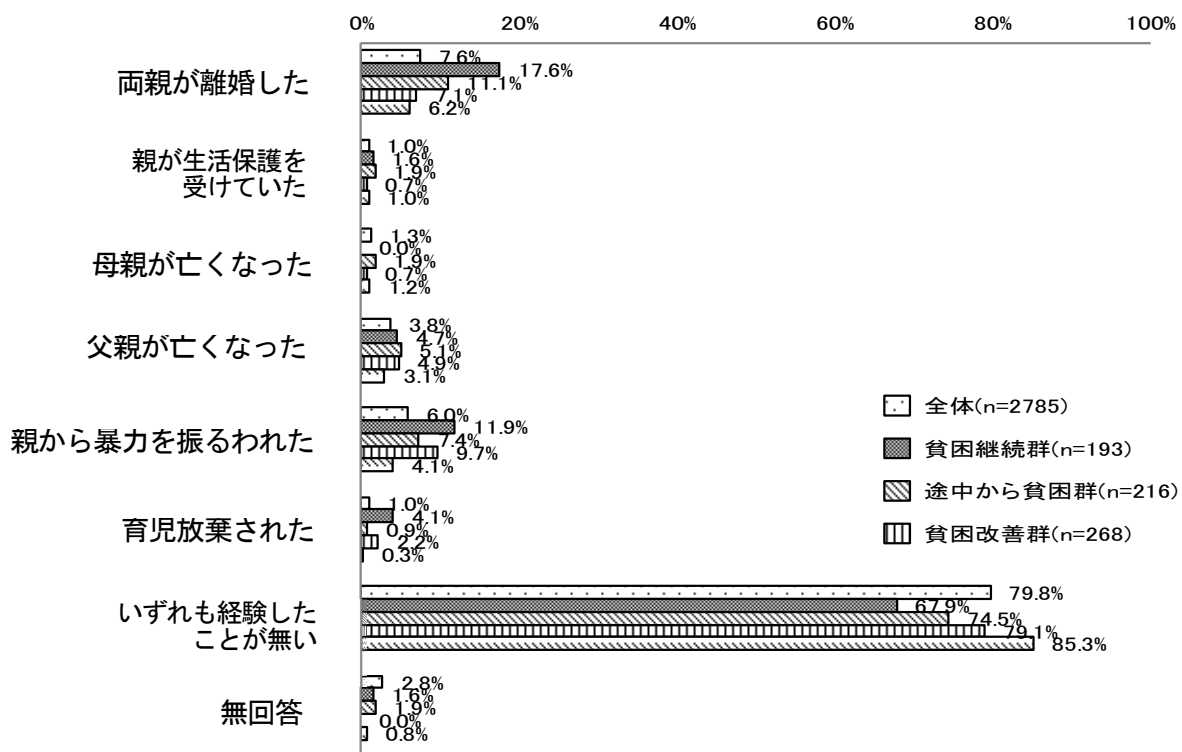
■関連項目

〔図表3-4 保護者：あなたが成人する前に体験したこと〕

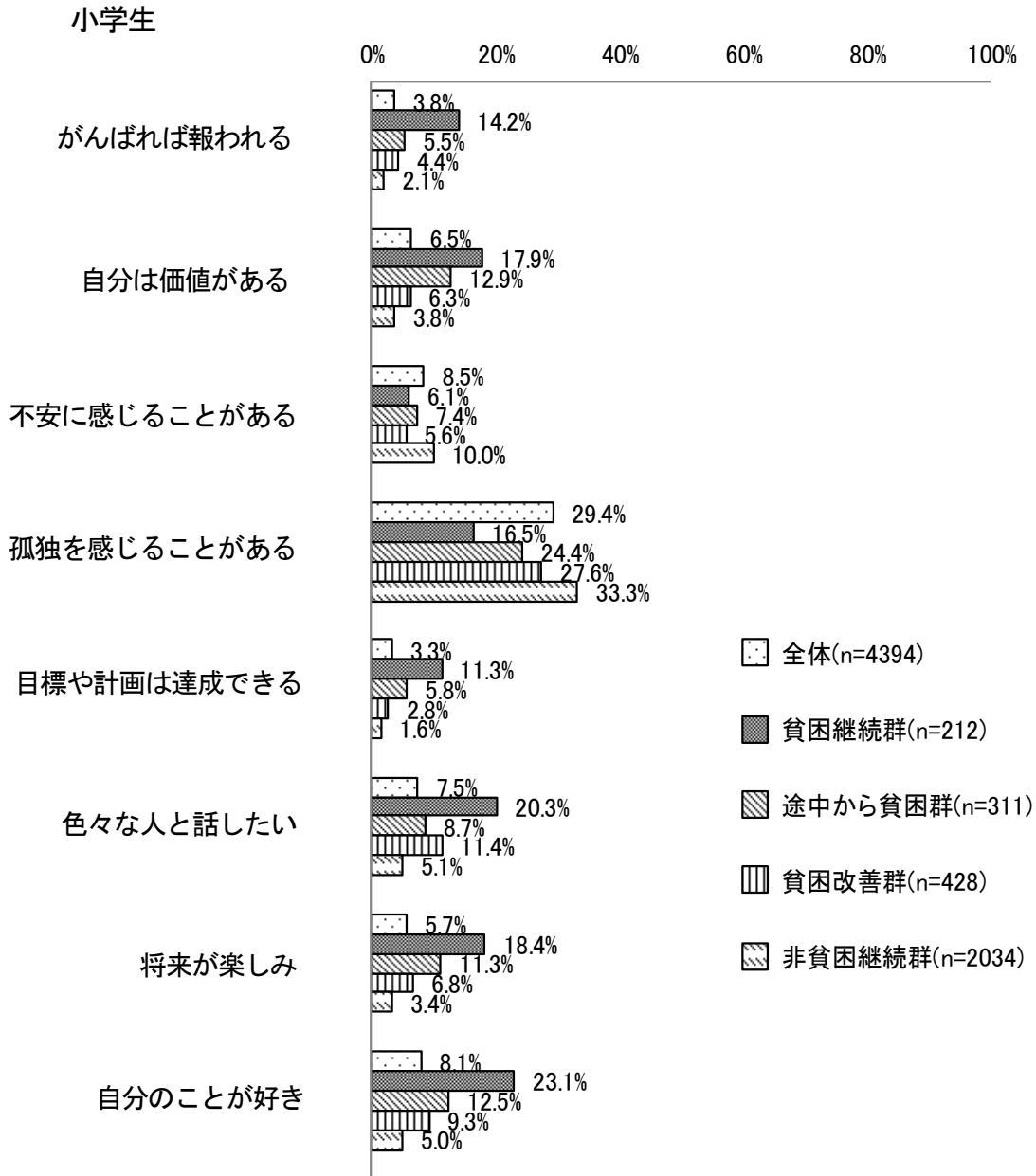
小学生



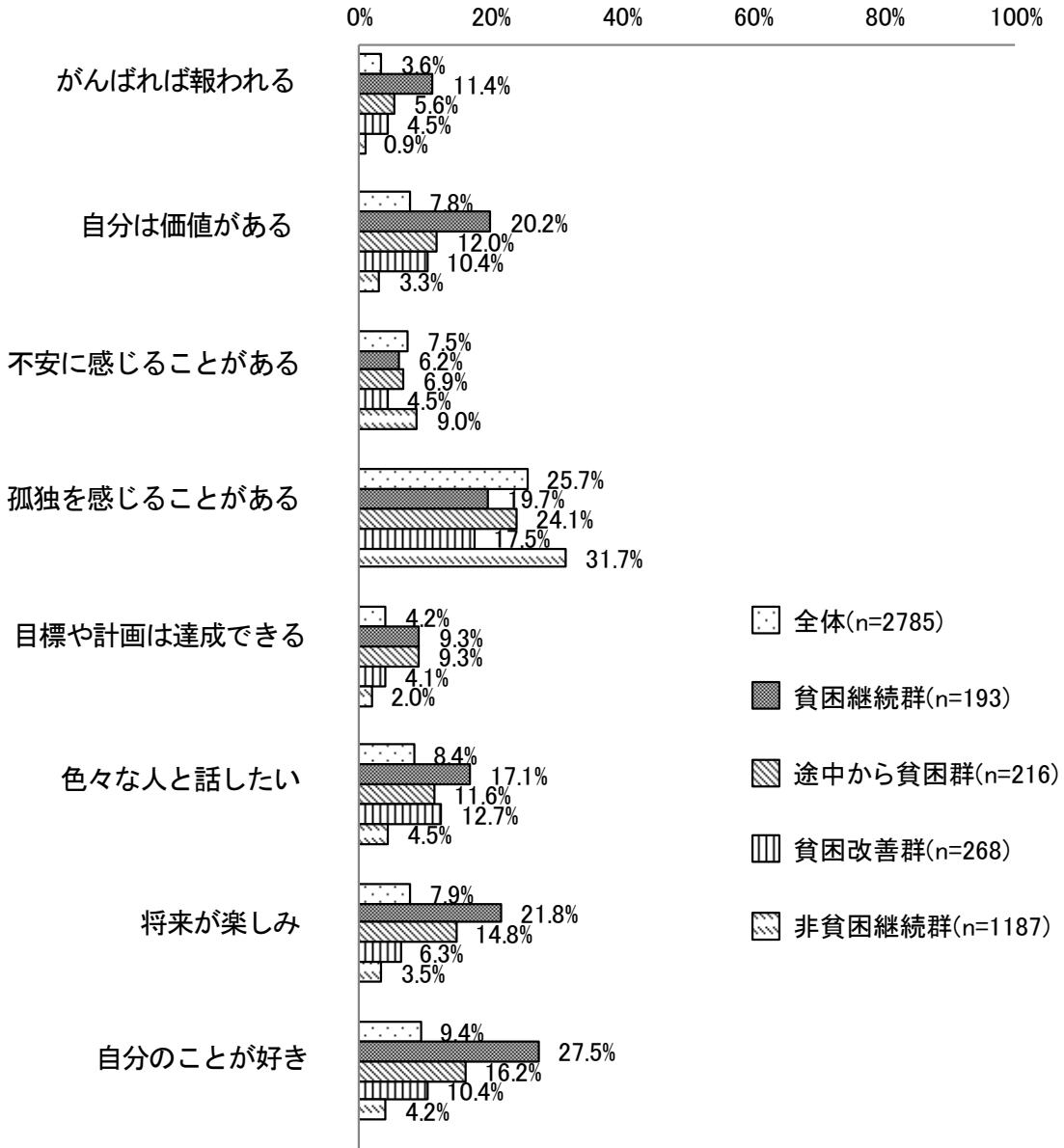
中学生



〔図表 3 5 保護者：あなたの気持ち（「思わない」の割合）〕

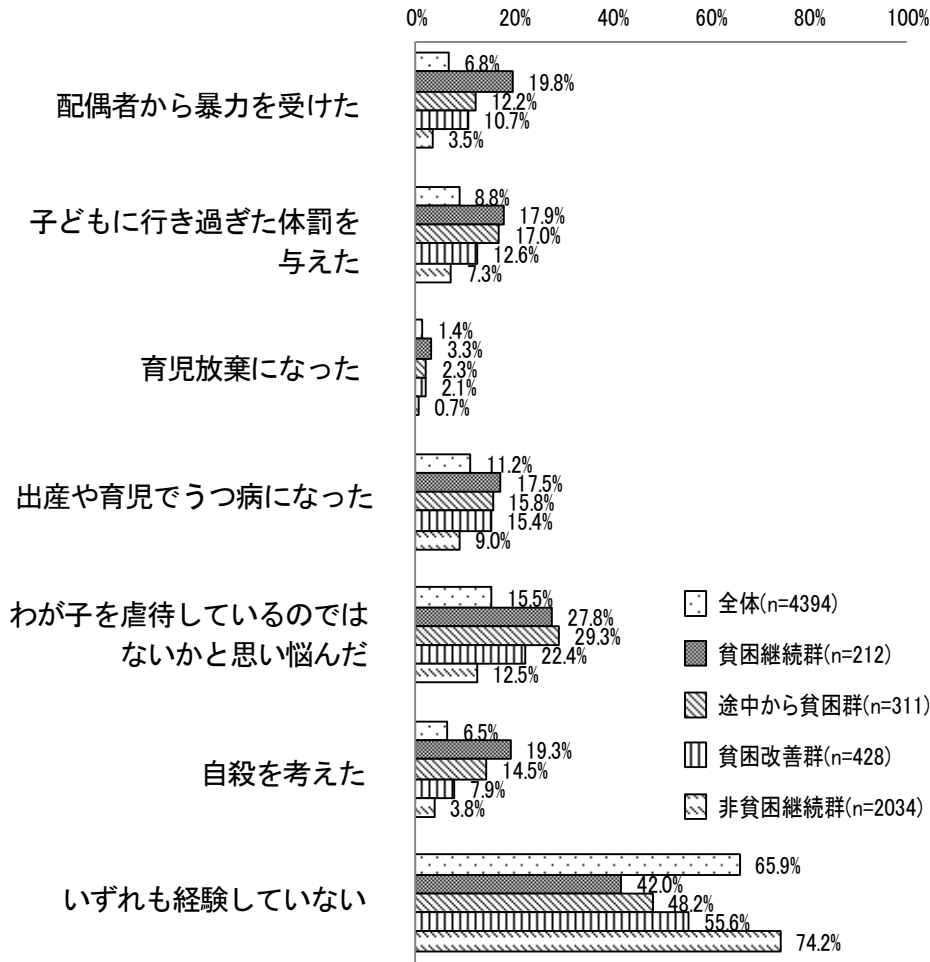


中学生

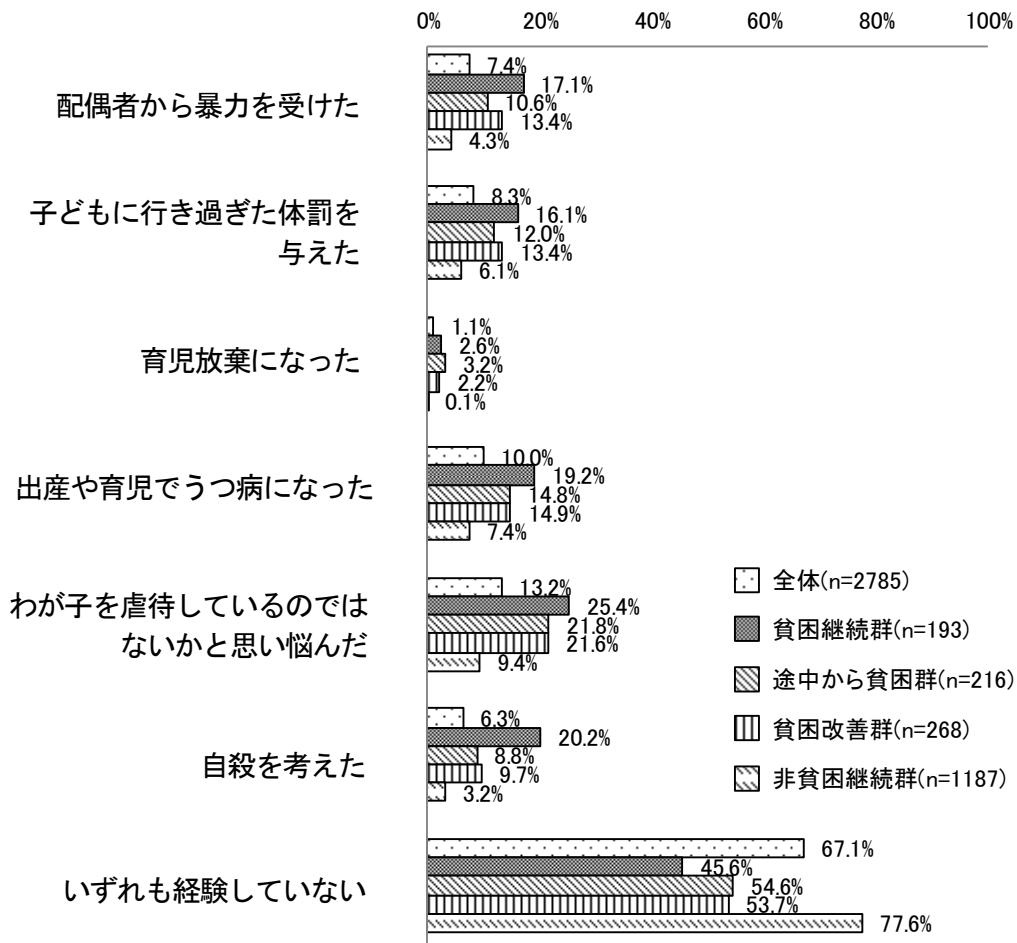


〔図表36 保護者：子どもをもってから経験したこと〕

小学生

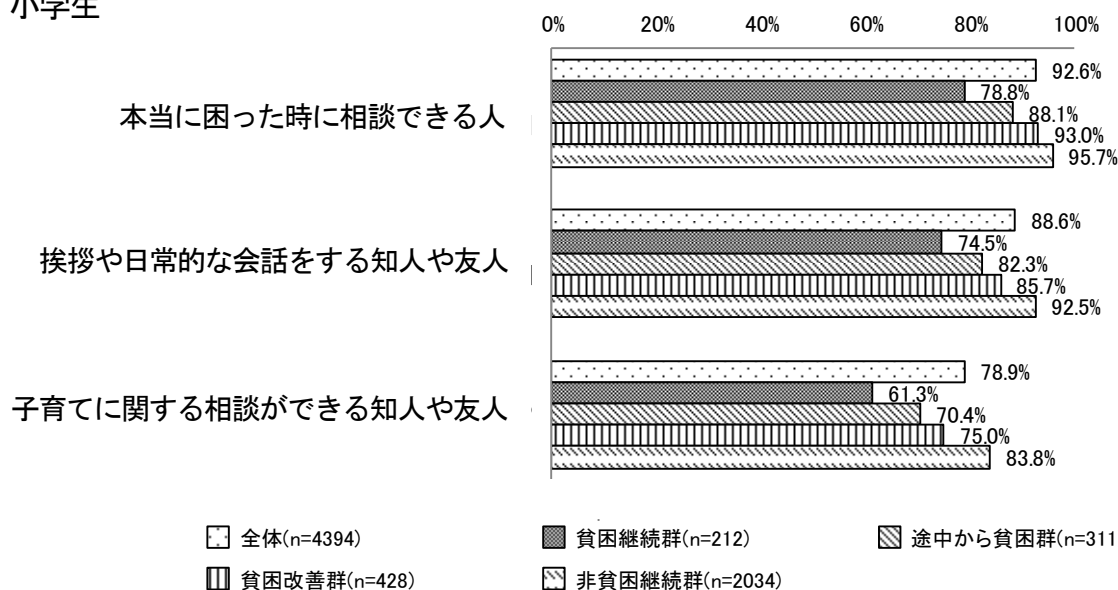


中学生

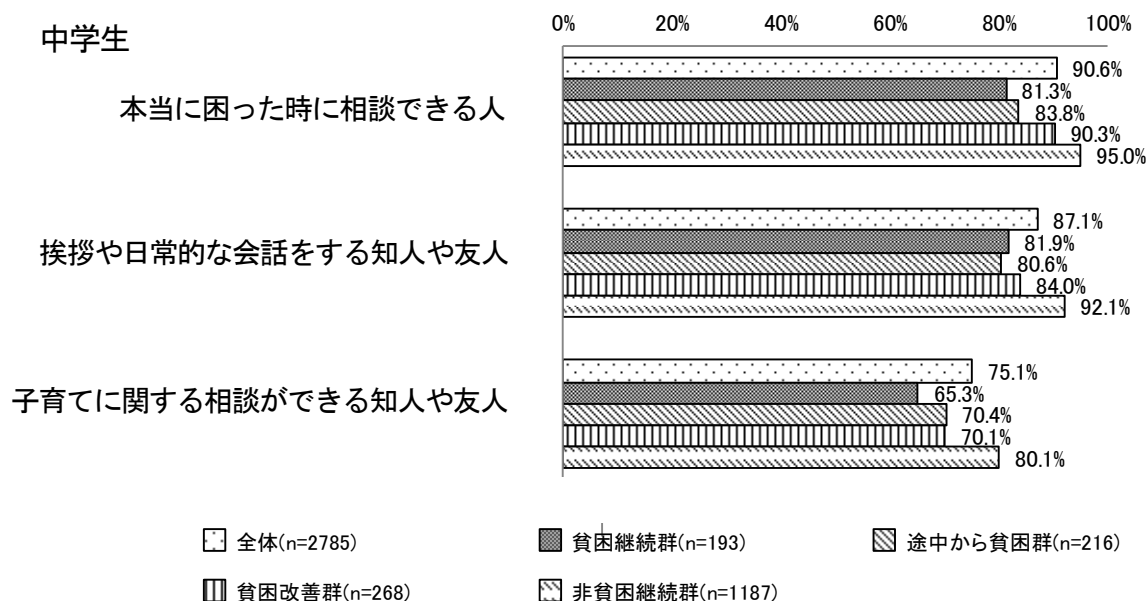


〔図表37 保護者：相談相手、近隣の知人・友人（「いる」の割合）〕

小学生

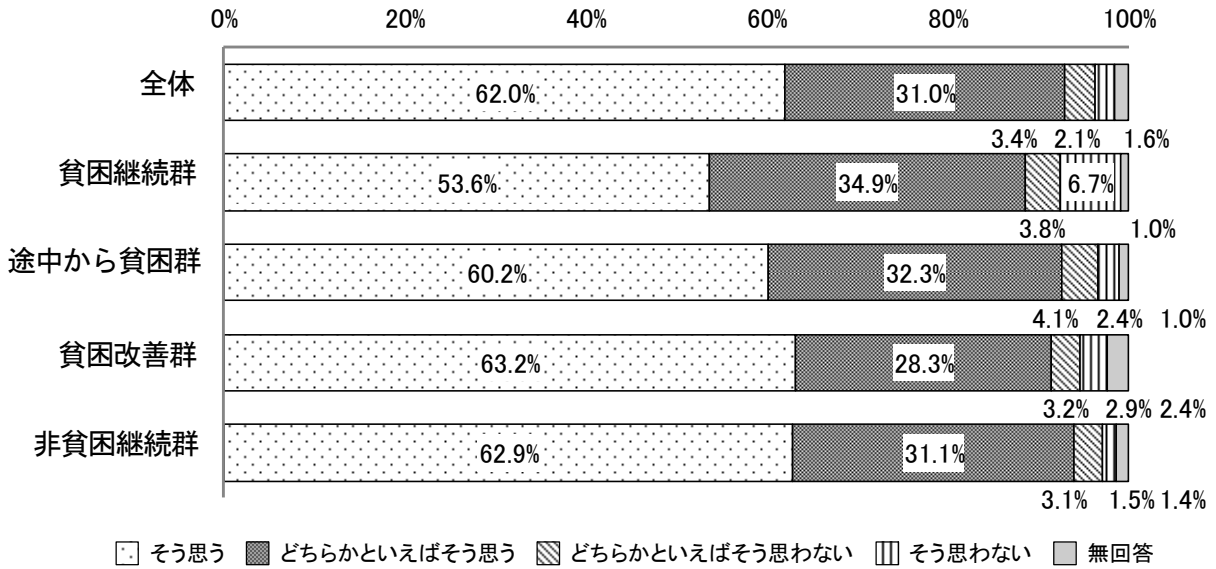


中学生

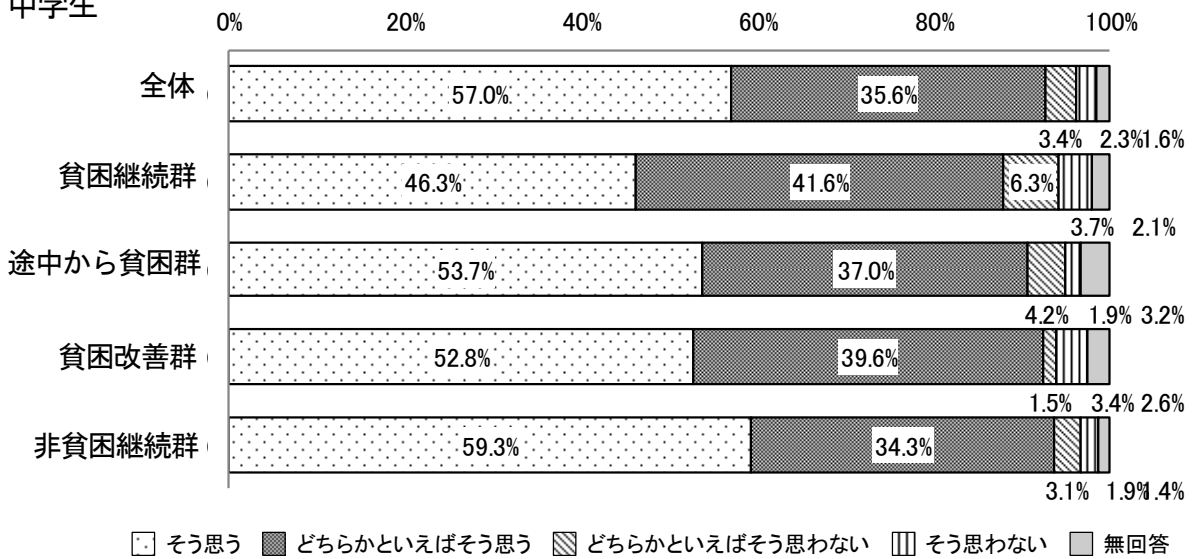


〔図表38 子ども：将来のために、今頑張りたいと思うか〕

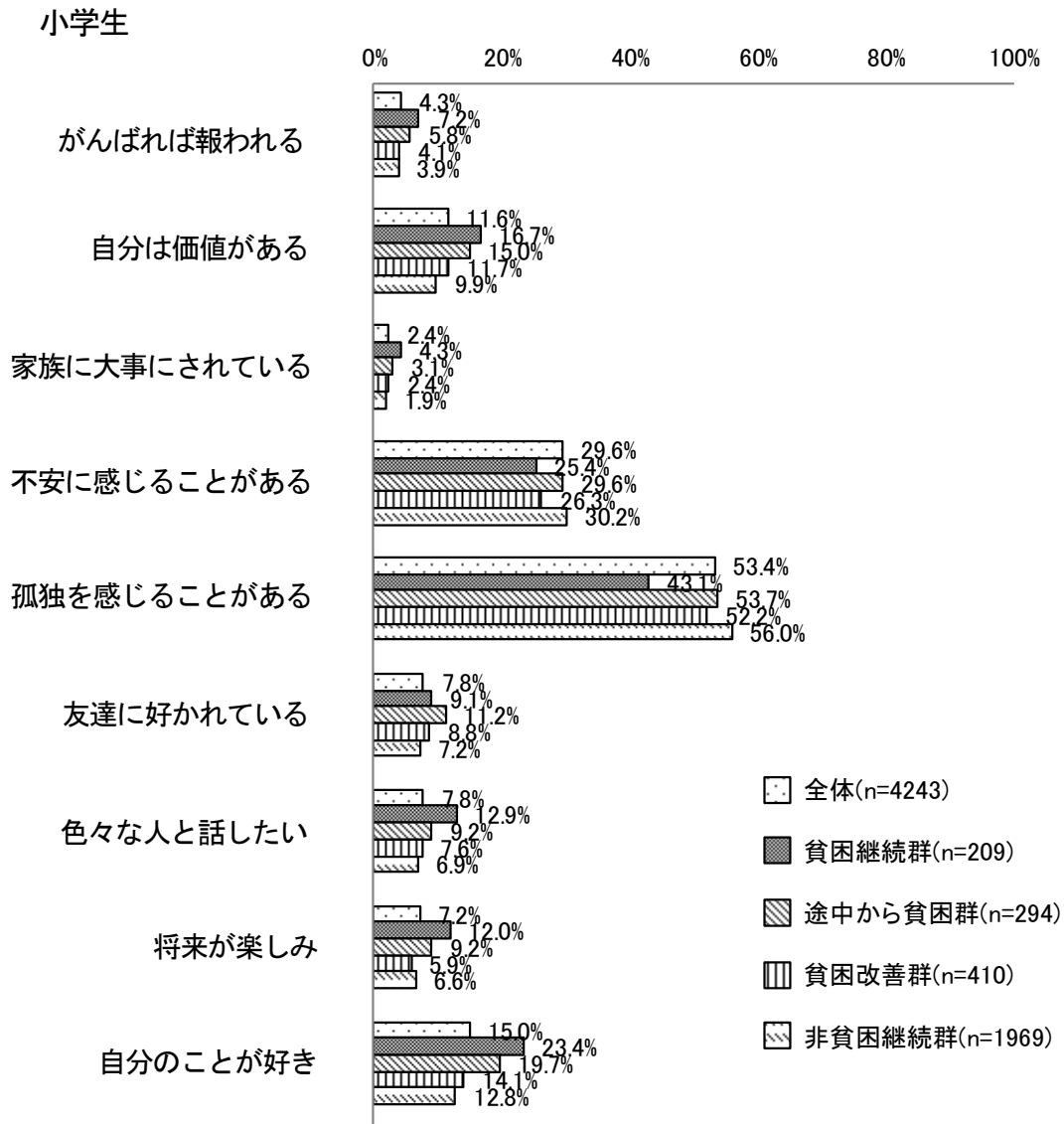
小学生



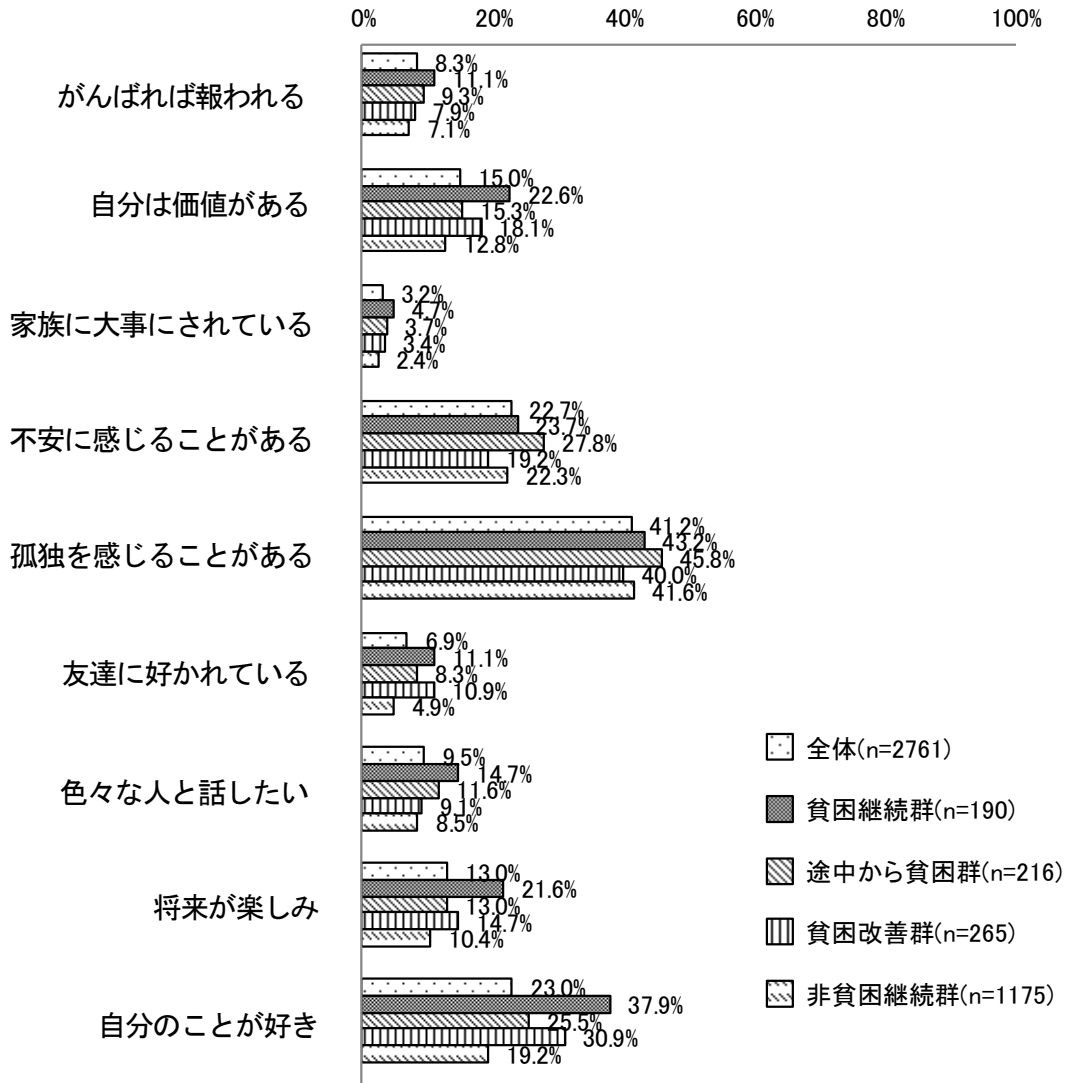
中学生



〔図表39 子ども：自己肯定感（「思わない」の割合）〕



中学生



【保護者国籍別】

外国籍の方への支援の在り方を検討するため、保護者の国籍の違いによる比較を行った。

■クロス軸の設定

「親の国籍」から以下2グループを作成

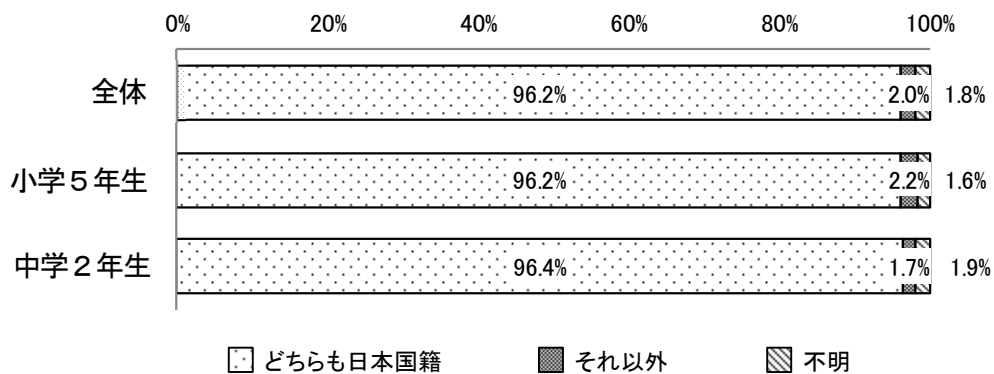
①両親ともに日本国籍	②それ以外
------------	-------

■結果概要

- ・ 両親のいずれかが外国籍である家庭は、日本国籍の家庭に比べて困窮状況にある割合が高く、特に父親の就業状況が有期雇用である割合が高い（図表 41、図表 42）
- ・ 両親のいずれかが外国籍である家庭は、保護者が子どもと学校生活や社会の出来事の話をする時間が少ない傾向がある（図表 43、図表 44）
- ・ 両親のいずれかが外国籍である家庭は、相談できる相手がいらない割合が高く、スクールソーシャルワーカー等については相談する窓口や方法がわからなかったという割合が高い（図表 45、図表 46）
- ・ 自分専用の勉強机など、子どもが使用できるものの割合が低い傾向がある（図表 47）

<学年別 保護者国籍>

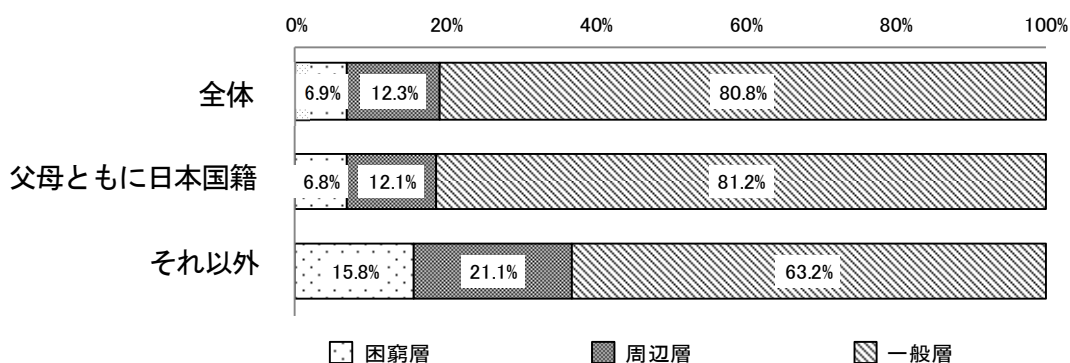
〔図表 40 保護者：父親・母親の国籍〕



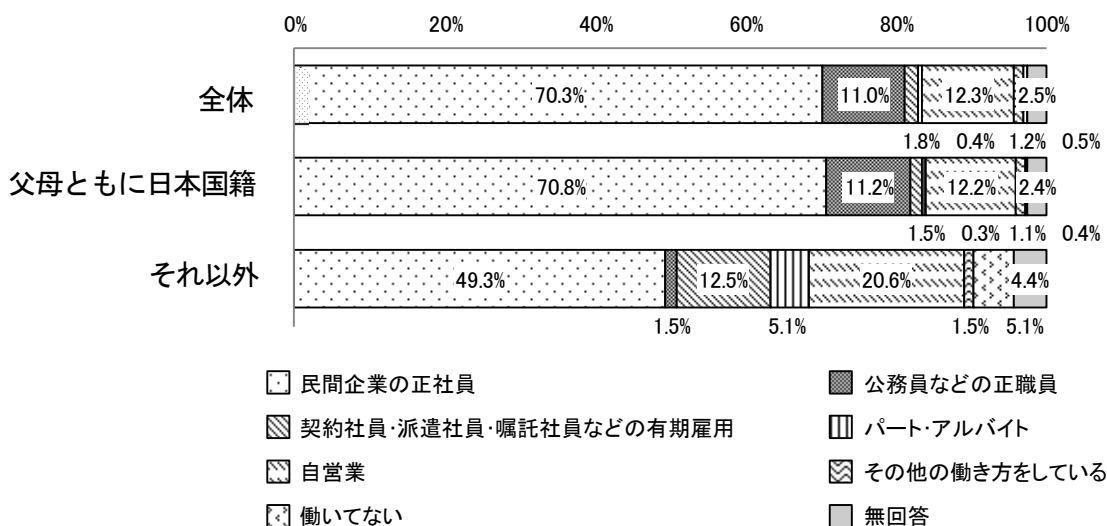
⇒ 「それ以外」のサンプルが少ないため、学年を分けずに集計

■関連項目

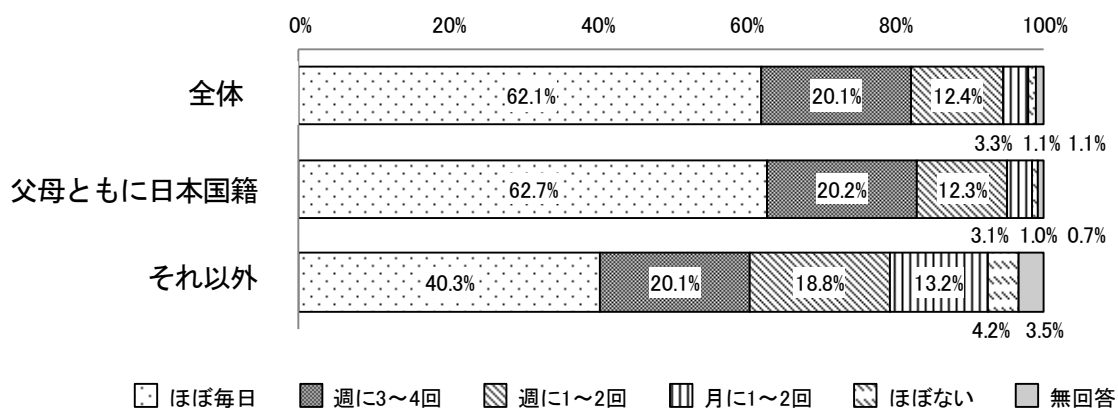
〔図表 4 1 保護者：生活困難度〕



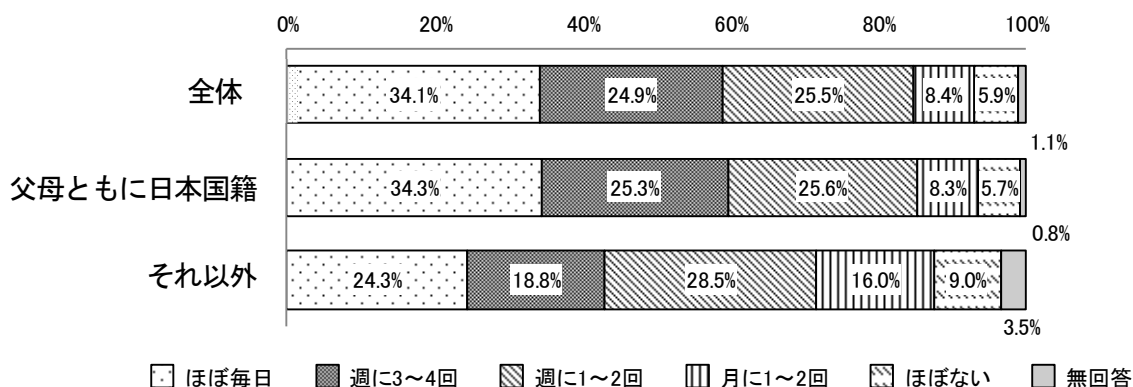
〔図表 4 2 保護者：父親の現在の就業状況〕



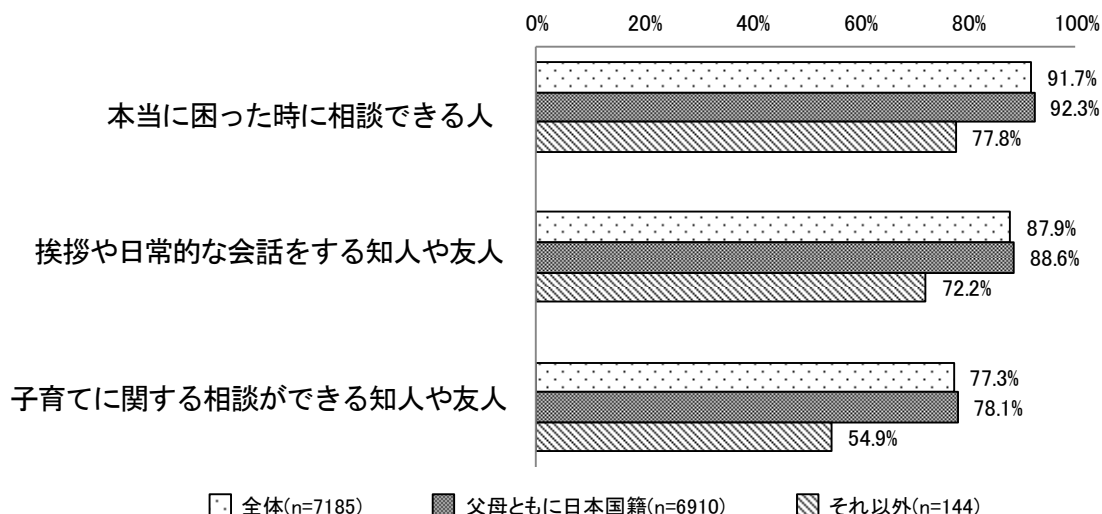
〔図表 4 3 保護者：子どもと学校生活の話をする〕



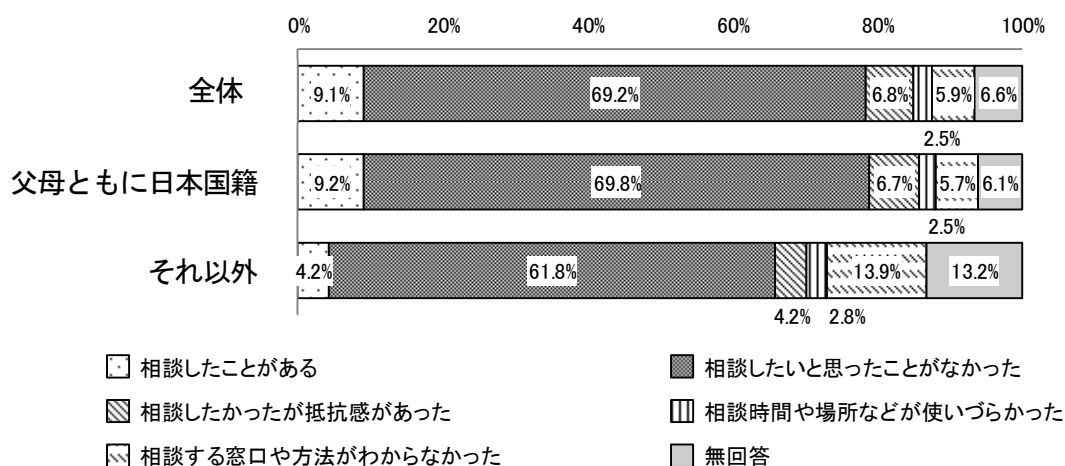
〔図表 4 4 保護者：子どもとニュースなど社会のできごとについて話す〕



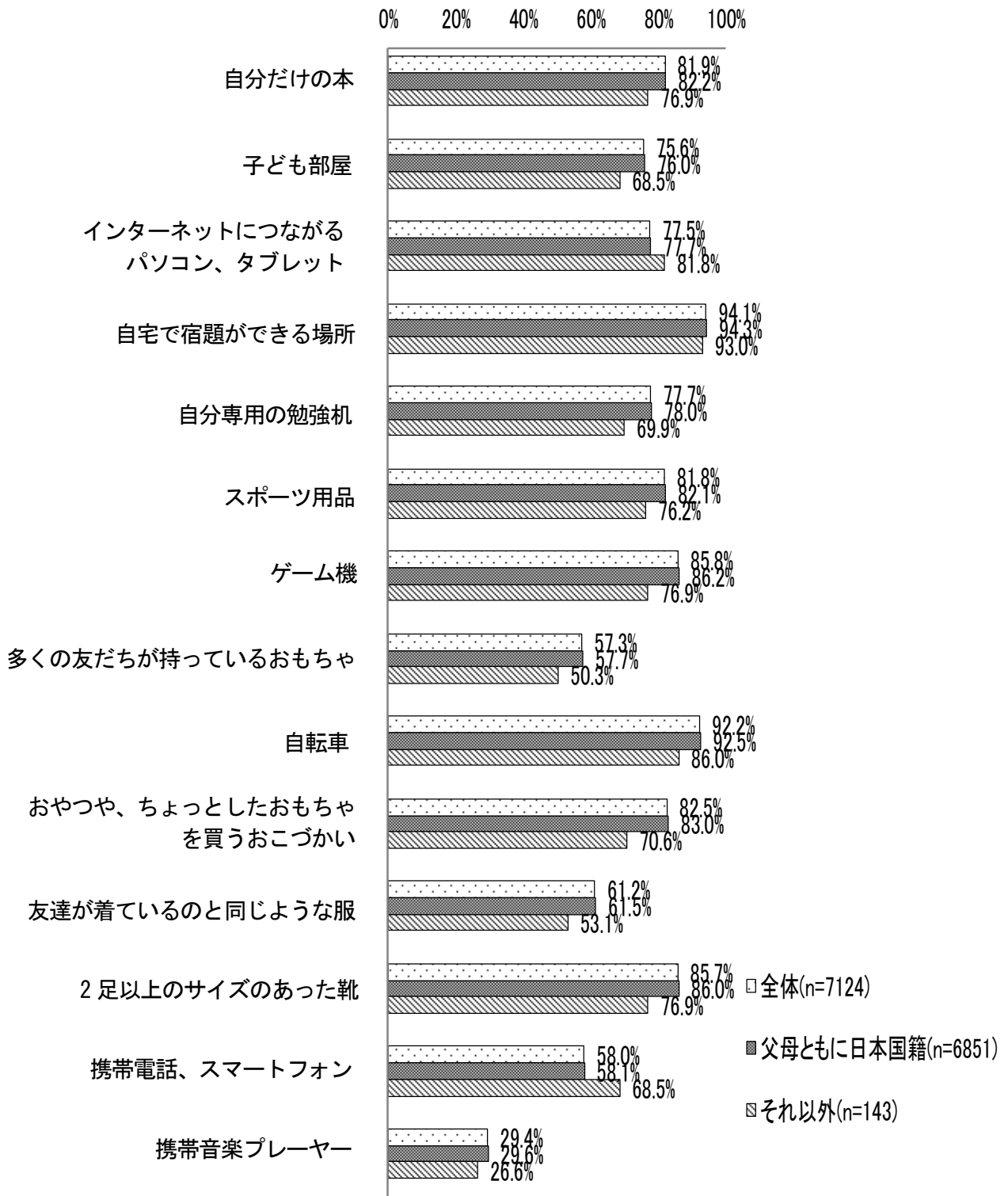
〔図表 4 5 保護者：相談相手や近隣の知人・友人（「いる」の割合）〕



〔図表 4 6 保護者：相談経験_スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー〕



〔図表47 子ども：使用できるもの（「ある」の割合）〕



Ⅲ 施策横断的な基本方針

1 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

- 貧困は、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくという認識のもと、早期に課題に「気づき」、適切な支援に「つなぐ」必要があります。（▶実態調査1）
- 支援に当たっては、乳幼児期から義務教育、高校教育段階へと、子どものライフステージに応じ、切れ目なく継続していく必要があります。また、母子保健サービスや保育施設、学校、地域の民間団体など、様々な主体による様々な支援が有機的に連携していくことが重要です。そのために必要な情報共有のあり方についても検討が必要です。
- 多くの民間団体が、居場所や食の支援など、地域で子ども・家庭を支えている現状を認識し、その取組への支援のあり方を検討する必要があります。

2 支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援

- 貧困の状況にあっても、声を上げられない子どもたちに早期に気づき、支援につなげる必要があります。アウトリーチの充実も重要です。
- 必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報が届かない、アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなく子どもに対しても、直接、高等教育の就学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報提供していくことで、子ども自身が諦めることなく夢に向かって学び、挑戦する意欲を失わないようにしていく必要があります。（▶実態調査2）
- 子どもに関する支援情報等の提供や、声を上げられない子どもたちへのアプローチについては、子どもたちの多くが情報収集に利用しているスマートフォンを活用し、SNSやメールなどの方法により効果的に情報を発信したり、制度利用のための手続きへつないでいくことなどの方策を検討する必要があります。（▶実態調査3）
- 全ての子どもが通う学校をはじめ、放課後児童クラブ、放課後子供教室などにおいては、貧困の状況にある子どもたちのSOS、普段と違う様子などに気づく機会があり、そこから支援につなげるためには、スクールソーシャルワーカーなど、関係者の役割が重要です。

○親の健康状態が不良な世帯や子どもや親が障害を持つ世帯、外国籍であるなどにより子どもやその親が、日本語が不自由な世帯、困窮度が高いふたり親世帯など、困窮する世帯は多様であることに留意する必要があります。(▶実態調査4)

3 地方公共団体による取組の充実

- 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、すべての市町村が地域の実情を踏まえた取組を進めていく必要があります、そのため、市町村の子どもの貧困対策についての計画の策定が求められています。
- 支援のために必要な資源や事業が十分でない地域や、隣接する市町村の地域で提供されるサービスの方が利用しやすい地域に住む子ども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められています。

▶実態調査

- 1 10年前の生活が大変苦しかったという保護者の割合は、困窮層の方が高い。
(図表5…本計画Ⅱ子どもの貧困に係る本県の現状の図表番号。以下同じ。)
- 2 大学またはそれ以上まで進学したいという中学生の割合は、困窮層の方が低い。(図表3)
- 3 ・今後の情報の受取方法として、困窮層では「SNS」を希望する保護者の割合が高い。
(図表30)
・子どもの所有物について、困窮層に比べて一般層の方が所有している割合が高い傾向がある一方で、小学生におけるゲーム機や中学生におけるスマートフォンなど、困窮層でも高い割合で所有しているものもある。(図表9)
- 4 ・保護者の健康状態や自己肯定感は、困窮層の方が低い。(図表15,16)
・両親のいずれかが外国籍である家庭は、困窮状況にある割合が高い。(図表41)
・ふたり親世帯(2世代)の5.2%が困窮層である。(図表③)

IV 5つの重点的支援施策

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、1.教育の支援、2.生活の安定に資するための支援、3.保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、4.経済的支援及び5.支援につなぐ体制整備の5つの施策に重点的に取り組みます。

V 重点的支援施策ごとの基本方針及び具体的な施策

1 教育の支援

<基本方針>

- すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。
 - 子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与える幼児教育・保育の質の向上が必要です。
 - 学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカー、地域で支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラブや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にある子どもたちを早期に把握、支援につなげていく必要があります。この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、地域の実情に応じて「プラットフォーム」のあり方は多様であることに留意する必要があります。(▶実態調査)
 - 子どもたちを支援につなげていくために、学校関係者や子どもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度など、支援に関する様々な情報や、どこにつなげれば良いのか、認識しておくことも必要です。
 - 将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートが必要です。
- ▶実態調査
-
- ・子どもに関する支援制度等の情報受け取り方法は、約80～90%の保護者が「学校からのお便り」。
(図表29)
 - ・公的機関等の中で相談経験がある割合がもっとも高いのは「学校・保育所・幼稚園の先生」である一方で、「学校・保育所・幼稚園の先生」に対して「相談したかったが抵抗感があった」と回答した保護者の割合は、困窮層の方が高い。(図表31)

<具体的な施策>

(1) 学校を核とした子どもへの支援

施策	概要	担当課	対象の時期			
			①	②	③	④
ちばっ子「学力向上」総合プラン	すべての子どもたちの学力向上を目指し、子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実を図るとともに、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行う。	教育庁 学習指導課		○	○	
スクールソーシャルワーカーの配置	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。	教育庁 児童生徒課		○	○	○
スクールカウンセラーの配置				○	○	○
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施				○	○	○
地域とともに歩む学校づくり推進支援事業（地域未来塾）	放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。また、学習が遅れがちな	教育庁 生涯学習課			○	
放課後子供教室推進事業	中学生等を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施する。			○		

キャリア教育推進事業	特別活動を要としつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進する。また、子供に目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てる。	教育庁 学習指導課		○	○	○
子どもと親のサポートセンター教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。	教育庁 児童生徒課		○	○	○
県立学校における「開かれた学校づくり」推進事業	地域住民や保護者等を委員とした「開かれた学校づくり委員会」または「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）を全ての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、安全・安心で信頼される学校及び地域に貢献し地域ネットワークの核となる学校づくりを推進する。	教育庁 生涯学習課		○	○	○
帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒等が、円滑に学校生活を送ることができるよう、日本語を母語としない外国人児童生徒に対して、日本語指導や適応指導等ができる人材を教育相談員として派遣し、支援を行う。	教育庁 学習指導課				○
帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援の充実事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する担当者の指導力向上、受入体制の構築、特別の教育課程編成等に向けて、日本語指導担当者を対象とした連絡協議会を実施する。	教育庁 学習指導課		○	○	○

(2) 就学支援の充実

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活困窮者自立支援制度による子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の充実を図る。	健康福祉指導課		○	○	
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、子どもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	児童家庭課		○	○	○
生活福祉資金貸付制度（就学支援費・教育支援費）	意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。	健康福祉指導課				○
生活保護法による教育・生業扶助、進学準備給付金	貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やク	健康福祉指導課		○	○	○
小・中学生の就学援助制度（学用品費等）	ラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援す	教育庁財務課		○	○	
小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）	るための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。	教育庁学校安全保健課		○	○	

実費徴収に係る補 足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行います。 *特定教育・保育施設等とは、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。	学事課 子育て支援課	○			
特別支援教育就学 奨励費	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。	教育庁 財務課	○	○	○	○
奨学のための給付 金	経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援を実施する。	教育庁 財務課				○
千葉県奨学資金の 貸付け制度						○
高等学校等就学支 援金						○
高等学校等授業料 減免制度						○
夜間定時制高等学 校夕食費補助事業	経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し、夕食費の一部を補助する。	教育庁 学校安全 保健課				○

私立高等学校等授業料減免事業	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。	学事課				○
私立高等学校入学金軽減事業						○
私立高等学校等奨学のための給付金事業						○
私立高等学校等就学支援金						○
母子父子寡婦福祉資金の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。	学事課 子育て支援課	○			

(3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活福祉資金貸付制度（就学支援費・教育支援費）	【再】意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。	健康福祉指導課				○
母子父子寡婦福祉資金の貸付	【再】修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
地域若者サポートステーション事業	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	雇用労働課				○

公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁 財務課					○
私立高等学校等学び直し支援金		学事課					○

2 生活の安定に資するための支援

<基本方針>

- 貧困状態にある子どもたちやその保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けられることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。（▶実態調査1）
- 子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、保護者の就労環境の整備や、食・住生活への支援、更には親のもとで生活ができない子どもたちを社会的に養育し自立させることが必要です。
- 予期しない妊娠や妊娠・出産に際し経済的に困難を抱える女性に対して、妊娠・出産期から相談に乗るための体制づくりを進めるとともに、妊娠の届出や子育て世代包括支援センターでの面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。
- 貧困の早期発見・対応のために、乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討する必要があります。（▶実態調査2）
- 生活保護を受給していないものの、現に経済的に困窮し、最低限度の生活ができなくなる恐れのある家庭があり、そのような家庭を把握し支援につなぐ必要があります。
- 経済的理由で十分な食事がとれない家庭や、毎日の朝食や、野菜を食べる割合が低いなど栄養的に偏る傾向があり、食に関する支援が必要です。フードバンクや子ども食堂といった民間団体の取組についても、連携、支援のあり方を検討していく必要があります。（▶実態調査3）
- 家庭にも学校にも安心できる居場所がないと感じている子どものために、安心して過ごせる居場所づくりの検討が必要です。（▶実態調査4）
- 貧困家庭にとっては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援

が必要です。

○家庭で適切な養育が受けられない子どもたちには、里親等の家庭的な環境で養育を行うとともに、社会人として自立するための支援を充実させる必要があります。

▶実態調査

- 1 本当に困ったとき悩みがあるときに相談できる相手や、近隣で挨拶や日常会話をする知人・友人、子育てに関する悩みを相談できる知人・友人が「いる」という保護者の割合は困窮層の方が低く、その割合は貧困が継続しているほど低い。(図表 17, 37) 同様に、両親のいずれかが外国籍である世帯は、相談相手が少ない。(図表 45)
- 2
 - ・10年前の生活が大変苦しかったという保護者の割合は、困窮層の方が高い。(図表 5)
 - ・貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合と比べて、保護者自身が成人前につらい経験をしている割合が高く(図表 34)、保護者や子どもの自己肯定感の低さもみられる。(図表 35, 39) また、将来のために今がんばりたいと思う子どもの割合が低い。(図表 38)
- 3
 - ・必要な食料が買えなかった経験は、小学生で14.9%、中学生で17.6%である。(図表 4)
 - ・平日に毎日朝ごはんを食べる子どもの割合、野菜を毎日食べる子どもの割合は、困窮層の方が低い。(図表 11, 12)
- 4 ほっとできる居場所がないと回答した子どもの割合は、困窮層の方が高い。(図表 10)

<具体的な施策>

(1) 保護者への生活支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、家計改善支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。また、生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。	健康福祉指導課	○	○	○	○
中核地域生活支援センターの設置 (県内13箇所)	中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。	健康福祉指導課	○	○	○	○

民生委員・児童委員制度	民生委員・児童委員に対し、子どもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。	健康福祉 指導課 児童家庭課	○	○	○	○
放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。	子育て支援課		○		
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	児童家庭課	○			
養育支援訪問事業	また、子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。		○			
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。	児童家庭課	○	○	○	○
子育て世代包括支援センターの設置支援事業	母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図る。	児童家庭課	○			
母子保健事業による支援	安心して安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図る。	児童家庭課	○			

妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、さまざまな事業から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行います。	児童家庭課	○			
母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るための場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。また、ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
母子・父子自立支援員に対する研修の実施			○	○	○	○
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めたとした日常生活の支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
児童家庭支援センター	子どもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進する。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、子どもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。	児童家庭課	○	○	○	○

子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。	児童家庭課	○	○	○	
保育士等キャリアアップ研修事業	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	子育て支援課	○			
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	教育庁 学習指導課	○			
放課後児童支援員等研修	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。	子育て支援課		○		

(2) 子どもの生活や就労への支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
乳幼児の健康診査	子どもの心と身体の健やかな発育や発達を支援するため、乳幼児の健康診査により、子どもの健康上の問題を早期に発見し、早期の療育に繋げる機会を充実させる。	児童家庭課	○			
親力アップいきいき子育て広場	また、子供の発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載したウェブサイトの充実により、各家庭の親力向上を図る。	教育庁 生涯学習課	○	○	○	○
放課後子供教室推進事業	【再】放課後や週末に、小学校の余裕教室などを活用し、安全で安心して活動できる居場所を設け、子どもへの学習支援や体験活動、地域の住民との交流活動などを実施する。	教育庁 生涯学習課		○		

ひきこもり地域支援センター	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、希望者に対し、面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。	障害者福祉推進課	○	○	○	○
千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず最初に相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。	県民生活・文化課	○	○	○	○
地域若者サポートステーション事業	【再】就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。	雇用労働課				○
子ども医療費助成事業	【再】子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。	児童家庭課	○	○	○	

(3) 里親や児童養護施設等の子どもへの支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
里親等への委託の推進	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親やファミリーホームへの委託を推進し、里親の新規開拓、資質向上、養育支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
児童養護施設、乳児院等の機能強化	また、児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。		○	○	○	○
児童相談所の体制・機能強化	児童相談所の管轄区域の見直しや新たな児童相談所の設置について、具体的な検討を進める。また、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を行うとともに、研修を充実、強化し、人材の確保・育成を図る。	児童家庭課	○	○	○	○
社会的養護自立支援事業	里親や児童福祉施設等の子どもの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも保護者の支援を受けられないことが多いことから、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。	児童家庭課				○
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。	児童家庭課				○

(4) その他の生活の支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金	離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
県営住宅へ入居する際の優遇措置	母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。	住宅課	○	○	○	○
住宅セーフティネット制度・あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供を行い、居住の安定を支援する。	住宅課	○	○	○	○
生活保護法・生活困窮者自立支援制度を実施する職員・相談支援員等に対する研修の実施	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等、民生委員・児童委員の資質の向上のための研修を実施する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
民生委員・児童委員に対する研修の実施		健康福祉指導課 児童家庭課	○	○	○	○

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

<基本方針>

- 保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。一方で、保護者自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた支援の充実が必要です。
- 貧困家庭においては、保護者が非正規雇用であったり、早朝・深夜勤務の割合が高い状況

を踏まえ、単に職を得るにとどまらず、雇用形態や安定的な所得の確保など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても、その家庭を支え、子どもが健やかに成長できる体制の整備が必要です。(▶実態調査1)

- その際、ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯でも困窮度が高い世帯への支援や、本格就労が難しい場合の中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援が必要です。(▶実態調査2)

▶実態調査

- 1 早朝、夜勤、深夜勤務など平日の日中以外の勤務がある保護者の割合は、困窮層の方が高い。
(図表 25, 26)
- 2 ふたり親で両親が共働きをしていますが、どちらも非正規雇用の場合は困窮層の割合が 14.3%。
(図表 27)

<具体的な施策>

(1) 保護者の就労への支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活保護法・生活困窮者自立支援制度による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。	健康福祉指導課	○	○	○	○
母子家庭等就業・自立支援センター事業	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
母子父子寡婦福祉資金の貸付	【再】ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○

放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	【再】働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、子どもが遊びや生活を通じて、すこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。	子育て支援課					○			
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。	児童家庭課					○	○	○	○
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施する。	雇用労働課					○	○	○	○
ファミリー・サポート・センター事業	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。	子育て支援課					○	○	○	○
母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く）の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。	児童家庭課					○	○	○	○

(2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
生活保護法による 生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。	健康福祉 指導課	○	○	○	○
母子家庭等自立支 援給付金事業	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	児童家庭課	○	○	○	○
ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。	児童家庭課	○	○	○	○
離職者等再就職訓 練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO 法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。	産業人材課	○	○	○	○

4 経済的支援

<施策の方向性>

- 貧困状態にある子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。
- 特に、困窮度の高い世帯にとっては、学用品等にかかる費用が大きな負担となっている一方で、就学援助費について、利用の仕方やそもそも制度について知らないという家庭があります。就学援助などの様々な支援が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ることや、学校生活においては安価で良質な学用品等を購入できるように工夫するなどの対応が必要です。

(▶実態調査)

- 経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせることで、その効果を高めることが重要です。

▶実態調査

就学援助費については、困窮層においても「現在利用している」と「利用したことがある」を合わせた割合が約3割程度にとどまっている。また、小学生保護者の困窮層では、「利用の仕方がわからなかった」「制度等について全く知らなかった」という割合がそれぞれ8%である。(図表 28)

＜具体的な施策＞

(1) ひとり親世帯への経済的支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給する。	児童家庭課	○	○	○	○
ひとり親家庭等医療費等助成事業	経済的理由や仕事・子育てによる多忙さから医療機関を受診せずに疾病が重症化することを防止するため、ひとり親家庭等の医療費等の助成を行う。	児童家庭課	○	○	○	○
母子家庭等就業・自立支援センター事業	両親の離婚後、子どもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。	児童家庭課	○	○	○	○

(2) その他の経済的支援

施策	概要	担当課	①	②	③	④
児童手当の支給	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給する。	子育て支援課	○	○	○	

生活保護法による教育・生業扶助、進学準備給付金	【再】 貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行うなど、低所得世帯への支援を実施する。	健康福祉指導課		○	○	○
小・中学生の就学援助制度（学用品費等）		教育庁財務課		○	○	
小・中学生の就学援助制度（学校給食費・医療費）		教育庁学校安全保健課		○	○	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	【再】 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行います。 *特定教育・保育施設等とは、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。	学事課 子育て支援課		○		
生活福祉資金貸付制度（就学支援費・教育支援費）	【再】 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする場合、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付を実施する。	健康福祉指導課				○
特別支援教育就学奨励費	【再】 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。	財務課		○	○	○

奨学のための給付金	【再】 経済的な理由により、公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援を実施する。	財務課				○
千葉県奨学資金の貸付け制度						○
高等学校等就学支援金						○
高等学校等授業料減免制度						○
夜間定時制高等学校夕食費補助事業	【再】 経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し、夕食費の一部を補助する。	教育庁 学校安全 保健課				○
私立高等学校等授業料減免事業	【再】 経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、授業料等の減免や給付金の支給を行う。	学事課				○
私立高等学校入学金軽減事業						○
私立高等学校等奨学のための給付金事業						○
私立高等学校等就学支援金						○
公立高等学校学び直し支援金制度	【再】 高等学校等を途中で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。	教育庁 財務課				○
私立高等学校等学び直し支援金		学事課				○
母子父子寡婦福祉資金の貸付	【再】 修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○

母子父子寡婦福祉 資金の貸付	【再】ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。	児童家庭課	○	○	○	○
母子家庭等自立支 援給付金事業	【再】就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対して、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。	児童家庭課	○	○	○	○
ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業	【再】ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。	児童家庭課	○	○	○	○
児童養護施設退所 者等に対する自立 支援資金貸付事業	【再】里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付けを行う。	児童家庭課				○
生活困窮者自立支 援制度による住居 確保給付金	【再】離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。	健康福祉 指導課	○	○	○	○
県営住宅へ入居す る際の優遇措置	【再】母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うとともに、必要な場合に家賃減免を行う。	住宅課	○	○	○	○
子ども医療費助成 事業	【再】子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの疾病に係る医療費について、市町村が行う医療費助成に要する経費に助成する。	児童家庭課	○	○	○	

5 支援につなぐ体制整備

<基本方針>

- 子どもの貧困対策を推進するにあたり、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要な子ども、家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要な子ども、保護者、家庭への「気づき」が重要です。

○ 「気づき」の機会は、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、子ども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。

（▶実態調査1）

○ 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるためにも、特に、子ども達の身近にいる保育士等の関係者に対する子どもの貧困への気づきに関する研修が必要です。

（▶実態調査2）

○ 次に、「気づき」を支援に「つなぐ」必要があります。例えば、子ども食堂による支援が、貧困家庭に届いていない場合など、「気づき」と「支援」がつながっていないケースがあるという指摘があります。

○ 特に、学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。

○ 貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭もあることから、子どもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められています。

○ 支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、「気づき」「つなぐ」ためのツールの検討が必要です。

▶実態調査

- 1 子どもの所有物について、困窮層に比べて一般層の方が所有している割合が高い傾向がある一方で、小学生におけるゲーム機や中学生におけるスマートフォンなど、困窮層でも高い割合で所有しているものもある。（図表9）
- 2 10年前の生活が大変苦しかったという保護者の割合は、困窮層の方が高い。（図表5）

<具体的な施策>

施策	概要	担当課	①	②	③	④
スクールソーシャルワーカーの配置	<p>【再】 支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。スクールソーシャルワーカーの新規配置拠点校には、年度初めに学校訪問を行い、管理職や担当教諭等へ配置の目的や職務について説明を行い、配置校の教職員への周知を図る。</p> <p>また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。</p>	教育庁 児童生徒課		○	○	○
スクールカウンセラーの配置				○	○	○
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施					○	○
保育士等キャリアアップ研修事業	<p>【再】 保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。</p>	子育て支援課	○			
幼児教育推進事業	<p>【再】 幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。</p>	教育庁 学習指導課	○			
放課後児童支援員等研修	<p>【再】 放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。</p>	子育て支援課		○		
家庭教育支援チームの再構築	<p>家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。</p>	教育庁 生涯学習課	○	○	○	

気づきのためのチェックシートや支援につなぐガイドブックの作成などの検討	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのためのチェックシートや支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、「気づき」「つなぐ」ためのツールの検討を行う。	健康福祉 指導課	○	○	○	○
-------------------------------------	---	-------------	---	---	---	---

VI 調査・研究

1 子どもの貧困に関する実態の把握

本県の子どもの貧困の実態について把握するため、令和元年度に「子どもの生活実態調査」を行いました。調査結果から判明した、生活困窮の状況、子どもの自己肯定感に関する事など、子どもの貧困の実態について、本県の子どもの貧困対策に関する施策の効果や、評価指標の状況を把握するためにも、今後その推移を確認する必要があります。

子どもの貧困に関する実態調査については、国が全国的な実施に向けた検討を行うこととされていることから、国の動向を注視し、今後の本県の実態把握の方法について、検討していきます。

2 子どもの貧困対策に関する調査・研究、市町村への情報提供

本県の子どもの貧困対策の企画・立案に資するよう、国による調査研究の成果や、先進施策の事例について調査、研究を行います。

また、改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律において、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、市町村に対し、本県の子どもの貧困に関する実態や、国の地域子供の未来応援交付金の活用についての情報提供など、計画策定や対策の推進に向けた支援に取り組みます。

VII 推進体制

子どもの貧困については、その背景が極めて多様であり、対策を効果的に推進するために、教育分野、福祉分野等の多様な関係者と連携・協力していきます。

県庁内においては、子どもの貧困に関する施策を実施する関係部局を構成員とした連絡会議において、各部局の施策の実施状況に関する情報共有や効果的な取組についての検討を行います。

また、千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会において、子どもの貧困に関する指標の状況や施策の実施状況、対策の効果等を検証・評価し、施策の見直しや改善に努めます。

VIII 子どもの貧困に関する指標

No.	指標		直近値	算出方法
教育の支援				
1	生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率		89.0% (平成30年3月卒業生)	(厚生労働省社会・援護局保護課調べ) 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学者数
	【目標】 県全体の高等学校等進学率に近づける			
2	生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率		4.5% (平成29年度)	(厚生労働省社会・援護局保護課調べ) 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数
	【目標】 減少させる			
3	生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退者数		79人 (平成29年度)	(厚生労働省社会・援護局保護課調べ) 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の中退者数
	【目標】 減少させる			
4	生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率		32.9% (平成30年3月卒業生)	(厚生労働省社会・援護局保護課調べ) 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）又は各種学校への進学者数
	【目標】 増加させる			
5	児童養護施設 の子供の 進学率	中学校卒業後	90.8% (平成30年5月1日時点)	(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ) 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数
		【目標】 県全体の高等学校等進学率に近づける		

6	児童養護施設 の子供の 進学率	高等学校等 卒業後 【目標】 増加させる	25.0% (平成30年5月1日時点)	(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ) 分母：高等学校、中等教育学校後期課程又は 特別支援学校高等部の卒業者及び高等専門 学校（3学年）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年 に進級した者）、専修学校、各種学校又は公共 職業訓練施設への進学者数
7	全世帯の子供の高等学校 中退率 【目標】 減少させる		1.4% (平成30年度)	(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査) 分母：年度初めの高等学校在籍者数 分子：その年度中の高等学校中退者数
8	全世帯の子供の高等学校 中退者数 【目標】 減少させる		2,160人 (平成30年度)	(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査) 年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、 その年度中に高等学校を中退した者の数
9	スクールソーシャルワーカー の配置人数		52人 (平成30年度)	(千葉県教育庁児童生徒課調べ) 県全体のスクールソーシャルワーカーの 配置人数
10	スクールソー シャルワーカー による対応 実績のある 学校の割合	小学校	31.6% (平成30年度)	(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ) 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応 実績のある小学校の数
11		中学校	39.8% (平成30年度)	(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ) 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応 実績のある中学校の数
12		小学校	28.1% (平成30年度)	(千葉県教育庁児童生徒課調べ) 分母：全公立小学校数 分子：SC（準ずる者を含む。）が配置された 小学校の数
13	スクールカウ ンセラーの 配置率	中学校	100% (平成30年度)	(千葉県教育庁児童生徒課調べ) 分母：全公立中学校数 分子：SC（準ずる者を含む。）が配置された 中学校の数
14		高等学校	66.9% (平成30年度)	(千葉県教育庁児童生徒課調べ) 分母：全公立高等学校 分子：SC（準ずる者を含む。）が配置された 高等学校の数

15	就学援助制度に関する 周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		40.7% (令和元年度)	(文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ) 分母：全回答市町村数 分子：「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数
16	新入学児童生徒学用品費等	小学校	96.3% (令和元年度)	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村数
17	の入学前支給の実施状況	中学校	98.1% (令和元年度)	
生活の支援				
18	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 8.0% ガス料金 7.5% 水道料金 7.7% (令和元年度調査)	直近値は、千葉県子どもの生活実態調査（令和元年度実施）による。 過去1年の間に、経済的な理由で、電気、ガス、水道料金について、支払えないことが「あった」と答えた保護者の割合 (今後の推移は、国の全国調査の動向を踏まえ、調査方法を検討。以下、実態調査による指標については同様)
19		【目標】 減少させる		
		子供がある全世帯	電気料金 2.8% ガス料金 2.3% 水道料金 3.0% (令和元年度調査)	
20	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 29.7% 衣服が買えない経験 37.1% (令和元年度調査)	直近値は、千葉県子どもの生活実態調査（令和元年度実施）による。 過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料や衣類を買えないことが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた保護者の割合
21		【目標】 減少させる		
		子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.0% 衣服が買えない経験 21.1% (令和元年度調査)	

22	本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人 (家族、友人、親戚、同僚など)がいない保護者の割合	ひとり親世帯	困窮層 23.4%	直近値は、千葉県子どもの生活実態調査(令和元年度実施)による。 本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人(家族、友人、親戚、同僚など)が「いない」と答えた保護者の割合
		困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	周辺層 12.8% 一般層 5.3% (令和元年度調査)	
23	本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人(家族、友人、親戚、同僚など)がいない保護者の割合	子供がある全世帯	困窮層 22.6%	直近値は、千葉県子どもの生活実態調査(令和元年度実施)による。 「がんばれば、むくわれる」「自分は価値のある人間だ」「自分のことが好きだ」と「とても思う」「思う」と答えた子供の割合
		困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける	周辺層 12.2% 一般層 4.7% (令和元年度調査)	
24	頑張れば報われると思う子供の割合 【目標】困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける		困窮層 67.1% 周辺層 73.2% 一般層 77.4% (令和元年度調査)	直近値は、千葉県子どもの生活実態調査(令和元年度実施)による。 「がんばれば、むくわれる」「自分は価値のある人間だ」「自分のことが好きだ」と「とても思う」「思う」と答えた子供の割合
25	自分は価値のある人間だと思う子供の割合 【目標】困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける		困窮層 37.8% 周辺層 50.4% 一般層 56.3% (令和元年度調査)	
26	自分のことが好きだと思う子供の割合 【目標】困窮層・周辺層の割合を一般層に近づける		困窮層 39.4% 周辺層 50.1% 一般層 57.6% (令和元年度調査)	
保護者の就労支援				
27	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.6%	(国勢調査) 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
		【目標】増加させる	(平成27年)	
28	ひとり親家庭の親の就業率	父子世帯	86.4%	(国勢調査) 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)の親の数 分子:就業者数
		【目標】増加させる	(平成27年)	

29	ひとり親家庭 の親の正規の 職員・従業員の 割合	母子世帯	44.0% (平成27年)	(国勢調査) 分母:母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む) の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数
		【目標】 増加させる		
30		父子世帯	71.2% (平成27年)	(国勢調査) 分母:父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む) の親のうち、就業している者の数 分子:正規の職員及び従業員の数
		【目標】 増加させる		
経済的支援				
31	困窮層 (①低所得 ②家計の逼迫 ③子どもの 体験や所有物 の欠如のうち 2つ以上 該当)の割合	ひとり親世帯	22.7% (令和元年度調査)	直近値は、千葉県子どもの生活実態調査(令和元年度実施)による。 ①低所得②家計の逼迫③子どもの体験や 所有物の欠如の定義は、千葉県子どもの生活 実態調査報告書を参照。
		【目標】 減少させる		
32		子供がある 全世帯	6.9% (令和元年度調査)	
		【目標】 減少させる		
33	周辺層 (①低所得 ②家計の逼迫 ③子どもの 体験や所有物 の欠如のうち 1つ該当)の 割合	ひとり親世帯	27.1% (令和元年度調査)	
		【目標】 減少させる		
34		子供がある 全世帯	12.3% (令和元年度調査)	
		【目標】 減少させる		
支援につなぐ体制整備				
35	子どもの貧困対策において、 学校がSSWを活用したいと 考えた際に実際に活用できた 割合		<集計中>	(千葉県教育庁児童生徒課調べ) いじめ防止等の取組実施状況報告
	【目標】 増加させる			

36	スクールソーシャルワーカー が関係機関等（児童家庭福祉、 保健・医療など）と連携した 件数	844件 (平成30年度)	(千葉県教育庁児童生徒課調べ) 補助金を活用して配置されたスクールソーシ ヤルワーカーが関係機関等と連携した件数
	【目標】 増加させる		
37	子どもの貧困計画を策定した 県内市町村	4市 (令和元年6月時点)	(内閣府子どもの貧困対策推進室調べ)
	【目標】 増加させる		

■千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会委員名簿

(令和2年●月●日現在)

	氏名	所属先等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

【50音順・敬称略】

■千葉県子どもの貧困対策推進計画策定のための作業部会委員名簿

(令和2年3月26日現在)

	氏名	所属先等
1	遠藤 大輝	(特非) B-Net 子どもセンター理事長
2	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
3	菊地 謙	中核地域生活支援センターまるっと所長 千葉県生活困窮者自立促進支援事業 (稲毛・若葉・一時生活支援) 管理者
4	戸波 宏幸	望みの門かずさの里施設長
5	西村 博行	(特非) 子ども家庭サポートセンターちば理事長
6	根本 真光	松戸市子ども部子ども政策課子どもの未来応援担当室長
7	初谷 千鶴子	千葉女子専門学校教諭

【50音順・敬称略】